

# 東海村障害福祉計画

第3期(平成24年度～平成26年度)

平成24年3月  
東海村

## はじめに

### 「住み慣れた地域で自分らしく生きていくために」



わが国の障がい者施策は、平成 23 年度に「障害者基本法」が改正され、「障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現」を推進していくこととなりました。

本村におきましては、「第 2 期東海村障害福祉計画」に基づき、平成 21 年 11 月に「東海村障がい者自立支援協議会」を設立、「就労支援」「相談支援」「日中活動」「住居」をテーマに協議を重ねてまいりました。また、平成 23 年 4 月に、それまで役場本庁舎となごみ東海村総合支援センターに設置されていた窓口業務を、なごみ東海村総合支援センターに一本化し、同時に、東海村役場内で、直接知的障がい者を雇用し、一般就労へとつなげていくチャレンジ UP オフィスを開設する等、障がい者の支援を推進してまいりました。

村では、昨年、「第 5 次総合計画」を策定し、「障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生きていける環境をつくります」という障がい福祉施策の推進を図っていくこととしたところです。障がいのある人もない人も、平等に安心して生まれ育つことができ、日々の暮らしを共に営み、地域に参加し、地域のつながりを編むこと、そして、障がいがあっても地域でふつうに暮らしていける、そのための環境を整えていくことが、共生社会の実現になると思っております。

本計画では、第 2 期計画の実績と課題を踏まえて、就労支援の推進や相談支援の強化、日中活動の充実などを通して、障がい者の生活の支援に取り組んでいくこととしておりますので、皆様の一層のご理解ご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただいた東海村障害福祉計画策定委員会の委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

**東海村長**

**村上 達也**

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 計画策定の考え方	3
4. 計画の期間	4
5. 計画策定の体制	4
6. 計画の公表	4
7. 障害者自立支援法におけるサービス	5

## 第2章 本村における障がい福祉の現状

1. 障がい者数の推移及び状況	12
2. 障がい者施設の設置及び利用状況	14
3. 障害程度区分の認定状況	15
4. 特別支援学校及び特別支援学級等の在籍状況	15
5. 障がい児・者を対象とした本村独自の補助事業	16

## 第3章 第2期計画の実績

1. 障害福祉サービス等の見込量に対する実績	19
2. 方策に対する実績と課題	30

## 第4章 本村の障がい福祉に関するアンケート調査

1. アンケート調査の目的	36
2. アンケート調査の実施内容	36
3. 回答者数	36
4. アンケート結果	37

## 第5章 第3期計画における障害福祉サービス等の見込量と方策

1. 障害福祉サービス等の見込量	53
2. 見込量達成のための課題と方策	58

## 資 料

1. 東海村障がい者自立支援協議会設置要綱	64
2. 東海村障がい者自立支援協議会 委員名簿	66
3. 東海村障害福祉計画策定委員会設置要綱	68
4. 第3期計画策定の経過	69
5. 東海村障害福祉計画策定委員会 委員名簿	70

### **「障害」を「障がい」と表記しています**

「障害者」の「害」の漢字には、否定的な意味もあり、不快を感じることもあると考えられるため、東海村では、平成 16 年度以降、障がい者という場合に「障がい」と表記しています。

ただし、法律用語や固有名詞などについては、そのままとしています。

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景

「障害者の共生社会」を目指して検討されてきた国の障がい者施策において、平成23年8月、その前身である心身障害者対策基本法が改正されてから11年ぶりに「障害者基本法」が改正されました。

### 「障害者基本法」改正の概略

- ・基本理念の明示化

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念」

- ・障害者の定義の見直し

「身体障害、知的障害又は精神障害」⇒「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

- ・「差別の禁止」「療育支援」「防災・防犯」

等

これにより、障がいのある人々を、「保護する対象」から「活動し参加する主体」へと位置づけ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを推進していくこととなりました。

平成18年10月に本格施行された「障害者自立支援法(以下自立支援法という。)」についても、この5年間に「低所得世帯の負担軽減」「発達障害を自立支援法の対象とする」等の見直しが進んでいます。

## <平成 23 年度末までの自立支援法見直しの概要>

- 低所得（市町村民税非課税）の障がい者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担無料化（平成 22 年 4 月）
- 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「改正障害者自立支援法」という。）」交付（平成 22 年 12 月）。交付日から、平成 24 年 4 月まで順次施行。

### 「改正障害者自立支援法」の概略

- ・ 応能負担を原則とした利用者負担の見直し
- ・ 発達障害が自立支援法の対象となることを明確化
- ・ 相談支援の充実
- ・ 障害児支援の強化
- ・ グループホーム、ケアホーム入居者への家賃助成
- ・ 重度視覚障害者向け同行援護サービスの創設 等

その他にも、平成 24 年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、障がい者の権利擁護についても重点的に進められる方向にあります。

このように、障がい者をとりまく環境は、大きく変化しようとしています。東海村では、これまでに、「東海村障害福祉計画（第 1 期）」（平成 18 年度～平成 20 年度）「同（第 2 期）」（平成 21 年度～平成 23 年度）で障害福祉サービス提供基盤の整備等を進めてきましたが、今後はこのような環境の変化に対応し、これまでよりさらに、障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生きていける環境をつくっていくことが重要となります。

## 2. 計画の目的

東海村第 2 期計画の実績を検証するとともに、アンケート調査等から住民ニーズを洗い出し、東海村の障がい福祉施策の方向性を明らかにし、障害福祉サービス等の見込量及び見込量達成のための方策を定めることを目的とします。

### 3. 計画策定の考え方

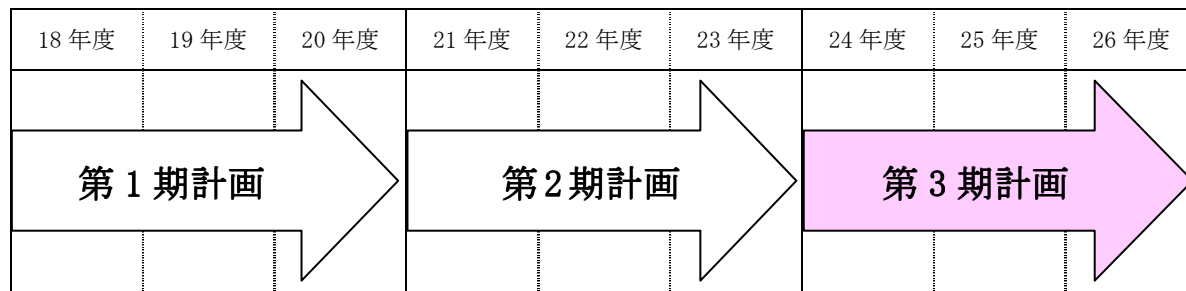
この計画は、自立支援法の規定に基づき、厚生労働省による「障害福祉サービス及び相談支援体制並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定するものです。

平成 23 年度から新たに始まった、「村民の叡智が生きるまちづくり」を基本理念として、本村が目指すべき将来像を分野ごとに示した「東海村第 5 次総合計画 2011-2020」を上位計画とし、“一人ひとりを大切にし、「日本一の福祉」を目指すまち”における政策の一つである「障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生きていける環境をつくります」を推進していくための障がい者施策と障害福祉サービスの実施計画にあたるものです。



## 4. 計画の期間

市町村における障害福祉計画は、平成18年度から3年ごとに作成することが決められています。本計画は第3期計画であり、計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。



## 5. 計画策定の体制

### (1) 策定と進行管理

策定にあたっては、学識経験者、保健・医療関係者、障がい者関係団体、社会福祉団体等の参画を得て設置された「東海村障害福祉計画策定委員会」において検討を行いました。

また、第2期計画の進捗状況等については、「東海村障がい者自立支援協議会（平成21年11月設立）」にも諮問し、そこで出された意見を反映しました。

第3期計画策定後は、「東海村障害福祉計画策定委員会」及び「東海村障がい者自立支援協議会」で進捗状況の評価を行い、この計画内容の確実な推進を図っていきます。

### (2) アンケート調査の実施

この計画の策定にあたり、基礎資料とするため、障害福祉サービス利用者及び障害者手帳所持者を対象に「東海村の障がい福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

## 6. 計画の公表

本計画は、自立支援法の規定により、茨城県知事に提出するとともに、村のホームページ等で公表します。



## 7. 障害者自立支援法におけるサービス

### (1) 障害福祉サービスの概要

#### ① 訪問系サービス

	内 容	対 象 者
居宅介護 (ホームヘルプ)	◇自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助等を行います	◇障害程度区分(※1)が区分1以上(障がい児にあってはこれに相当する心身の状態)
重度訪問介護	◇重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います	◇重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障がいをお持ちの方のうち、障害程度区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する方 (1) 二肢以上に麻痺等があること (2) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること
同行援護 (新規事業 平成23年10月)	◇視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います	◇身体介護を伴わない場合 (1) 同行援護アセスメント票(※2)の項目中、1～3のいずれかについて対象となり、かつ盲人用安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行に支障がある ◇身体介護を伴う場合 (1) 同行援護アセスメント票の項目中、1～3のいずれかについて対象となり、かつ盲人用安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行に支障がある (2) 障害程度区分が区分2以上 (3) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか一つが「できる」以外と認定
行動援護	◇自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	◇知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方で、障害程度区分が区分3以上であり、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が「8点以上」(障がい児にあってはこれに相当する心身の状態)
重度障害者等 包括支援	◇介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	◇常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきり並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方

※1 障害程度区分とは

障害程度区分とは、障がい者に対する介護の必要度を表す6段階の区分で、数値が大きくなるほど介護の必要度が高くなります。区分1(軽度)⇒区分6(重度)

※2 同行援護アセスメント票とは

同行援護アセスメント票とは、対象者を調査する際に使う票で、その項目の内容は次のとおりです。項目1:視力、項目2:視野、項目3:網膜色素変性症等による夜盲等

## ② 日中活動系サービス

	内 容	対 象 者
生活介護	◇常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します	◇地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要で、次に掲げる方 (1) 障害程度区分が区分3以上の方 (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2以上の方
自立訓練 (機能訓練)	◇身体障がいのある方に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練を2年間(※)行います	◇身体障がいを有し、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方
自立訓練 (生活訓練)	◇知的障がい又は精神障がいをお持ちの方に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練を2年間(※)行います	◇知的障がい又は精神障がいを有し、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方
就労移行支援	◇民間企業等への就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を2年間(※)行います	◇一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる65歳未満の方
就労継続支援 (A型)	◇民間企業での就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上を図る等の訓練を行います	◇雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方(利用開始が65歳未満)
就労継続支援 (B型)	◇民間企業での就労が困難な方等に対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識や能力の維持向上を図る等の訓練を行います	◇就労移行支援事業所を利用したが民間企業等への就労に結びつかない方や、一定年齢に達し、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識や能力の維持向上が期待される方

※自立訓練・就労移行支援の利用期間について

- 1.標準利用期間は、機能訓練：1年半、生活訓練：長期間に渡って病院に入院していた方及び施設に入所していた方は3年、それ以外の方は2年、就労移行支援：2年です。
- 2.標準利用期間を超えてサービスを利用する必要がある場合については、市町村審査会で必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能です(原則1回)。

	内 容	対 象 者
療養介護	◇医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	◇病院等への入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方 (1) 筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害程度区分が区分6 (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害程度区分が区分5以上
児童 デイサービス (平成24年3月 までの事業)	◇障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います	◇療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる障がい児 (1) 乳幼児健診等で療育の必要性が認められた障がい児 (2) 児童相談所、保健所、児童家庭支援センター、医療機関等から療育の必要性を認められた障がい児
短期入所 (ショートステイ)	◇自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います	◇障害程度区分が区分1以上 ◇障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児

### ③ 居住系サービス

	内 容	対 象 者
共同生活援助 (グループホーム)	◇夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	◇知的障がい又は精神障がいを有し、障害程度区分が区分1以下 ※障害程度区分が区分2以上であっても、あえて利用を希望する場合は利用可能
共同生活介護 (ケアホーム)	◇夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	◇知的障がい又は精神障がいを有し、障害程度区分が区分2以上
施設入所支援	◇施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	◇生活介護を受けている方で障害程度区分が区分4以上(50歳以上の方にあっては区分3以上) ◇自立訓練や就労移行支援を受けている方で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方

#### ④ 相談支援事業

	内 容	対 象 者
計画相談支援	◇相談支援専門員が、障害福祉サービスの支給決定前にサービス等利用計画案を作成。支給決定後にサービスの利用に向けた連絡調整、利用計画(プログラム)の作成等を行います	◇障害福祉サービスを利用するすべての方
地域移行支援 (新規事業 平成24年4月)	◇相談支援専門員が、住居の確保等、地域生活へ移行するための相談や、障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います(利用者ごとに6ヶ月以内の利用期間が設定されます)	◇入所施設に入所している方や、精神障がい を有し病院に入院している方
地域定着支援 (新規事業 平成24年4月)	◇相談支援専門員が、連絡体制を確保して、緊急事態が起きた時等に緊急訪問や緊急対応等を行います(利用者ごとに1年以内の利用期間が設定されます)	◇自宅で生活する次に掲げる方 (1)入所施設や医療機関から地域移行した方 (2)家族同居からひとり暮らしへ移行した方 (3)地域生活を送ることが不安な方 ※グループホーム、ケアホーム、宿泊型 自立訓練施設の入居者は除く

## (2) 地域生活支援事業の概要

障害福祉サービスは全国一律に実施が決まっているものですが、地域生活支援事業は、全国的に実施が必須となっている事業と、市町村ごとにその地域の実情に合わせて実施することができる任意の事業で構成されています。

### ① 必須事業

平成 24 年度から、相談支援事業の内容が改正され、自立支援協議会の設置及び成年後見制度利用支援事業が必須となりました。

	内 容
障害者 相談支援事業	◇障がいをお持ちの方や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います
基幹相談支援 センター	◇地域の相談支援の拠点として、身体障がい・知的障がい・精神障がいに対応した総合的な相談業務や各相談支援事業所との連絡調整を行います
市町村支援機 能強化事業	◇相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、専門的職員を配置し、困難ケース等の対応を行います
住宅入居等 支援事業	◇一般住宅の賃貸契約にあたって支援が必要な方について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応を行います
自立支援協議会	◇中立・公平な立場で適切な相談支援事業が実施できるよう体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施できるよう福祉、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなるネットワークを構築します
成年後見制度 利用支援事業	◇親族がない等により本人による制度の申し立てが困難な方に、村が代わって審判の申し立てを行います。 ◇費用の補助を受けなければ制度の利用が困難な方に、申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び被後見人等の報酬の全部又は一部を助成します
コミュニケーション 支援事業	◇聴覚、言語機能、音声機能等の障がいの方に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣等、意思疎通の仲介等の支援を行います
日常生活用具 給付等事業	◇日常生活における便宜を図る用具について、給付又は貸与を行います
移動支援事業	◇屋外の移動が困難な方に対して、社会参加を促進するため、外出のための支援を行います
地域活動 支援センター事業	◇創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会交流の促進等の支援を行います

## ② 任意事業

	内 容
日中一時 支援事業	◇家庭の事情により家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、日中における活動の場を提供します
訪問入浴 サービス事業	◇重度身体障がいの方に、入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図り、在宅生活を支援します
更生訓練費 給付事業	◇就労支援事業又は自立訓練事業を利用している方や身体障害者更正援護施設に入所している方の社会復帰を促進するため、一定要件を満たす場合に更生訓練費を支給します
自動車運転免許 取得及び 改造費助成	◇身体障がいの方で、就労等の社会活動への参加を目的に、自ら運転する場合に限り、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します

## (3) 補装具及び自立支援医療（更生医療）の概要

### ① 補装具費支給

	内 容	対 象 者
補装具費の 支給	◇移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助成することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用（基準額）の100分の90に相当する額（補装具費）を支給します	◇身体障害者手帳を有する方 ※認定された障がいにより対応する補装具が対象 (例：下肢障がい者＝車椅子 聴覚障がい者＝補聴器 等)

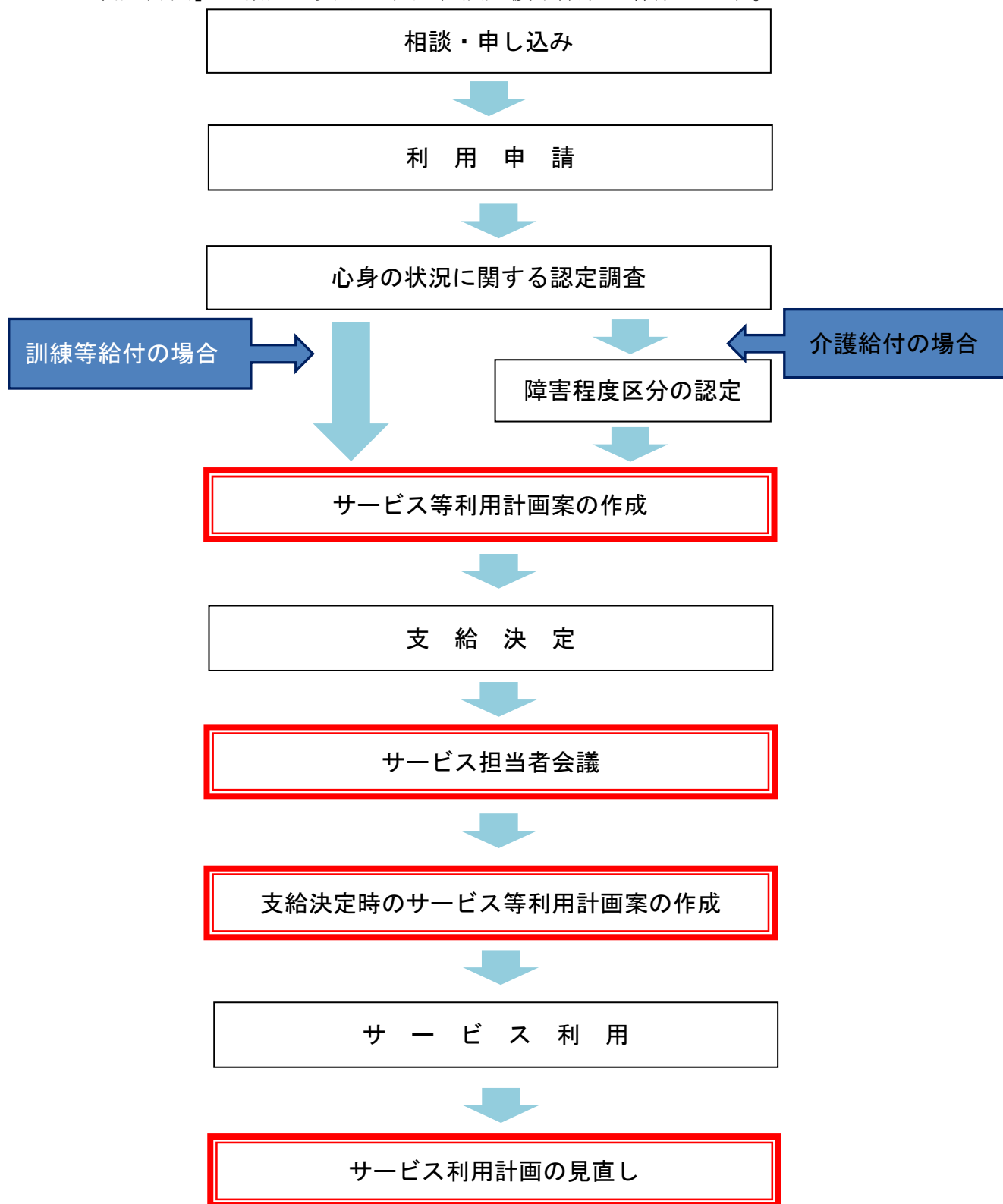
### ② 自立支援医療（更生医療）

	内 容	対 象 者
自立支援医療 (更生医療)	◇身体障がいの方に、障がいの状態の軽減や機能回復のための手術等に必要な医療費を支給します	◇18歳以上で身体障害者手帳を有する方

#### (4) サービス利用の流れ

改正自立支援法により、平成 24 年度から、サービス利用の流れが以下のようになります。

 で囲まれた部分が新たに追加されました。「サービス利用計画」は指定を受けた特定相談支援事業者が作成します。



## 第2章 本村における障がい福祉の現状

### 1. 障がい者数の推移及び状況

本村の障がい者数は、1,320人（平成23年3月31日現在）であり、内訳は、身体障がい者1,005人（76.1%）、知的障がい者204人（15.5%）、精神障がい者111人（8.4%）となっています。

【本村における障害者手帳保持者数の推移】

<単位:人>

障がい区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
<b>身体障がい者</b>	<b>906</b>	<b>937</b>	<b>963</b>	<b>982</b>	<b>1,005</b>
<b>肢体不自由</b>	<b>558</b>	<b>526</b>	<b>535</b>	<b>544</b>	<b>548</b>
1級	178	129	126	126	124
2級	126	121	125	122	124
3級	75	89	88	94	95
4級	95	100	109	117	121
5級	63	66	65	65	61
6級	21	21	22	20	23
<b>視覚</b>	<b>58</b>	<b>71</b>	<b>70</b>	<b>65</b>	<b>65</b>
1級	23	28	27	28	28
2級	16	23	23	18	18
3級	7	4	4	4	4
4級	3	4	3	5	4
5級	6	9	10	7	7
6級	3	3	3	3	4
<b>聴覚</b>	<b>74</b>	<b>72</b>	<b>78</b>	<b>79</b>	<b>81</b>
1級	6	1	1	1	1
2級	32	32	33	31	30
3級	9	10	9	10	11
4級	6	8	10	9	8
5級	2	2	2	2	2
6級	19	19	23	26	29
<b>音声・言語</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>10</b>
1級	0	0	0	0	0
2級	0	2	2	2	2
3級	7	4	4	4	4
4級	3	4	4	4	4
5級	0	0	0	0	0
6級	0	0	0	0	0
<b>内部</b>	<b>206</b>	<b>258</b>	<b>270</b>	<b>284</b>	<b>301</b>
1級	135	172	179	184	190
2級	2	2	2	1	2
3級	28	40	43	48	54
4級	41	44	46	51	55
5級	0	0	0	0	0
6級	0	0	0	0	0
<b>知的障がい者</b>	<b>151</b>	<b>161</b>	<b>183</b>	<b>193</b>	<b>204</b>
①	23	27	26	28	28
A	51	51	55	53	56
B	52	60	67	71	75
C	25	23	35	41	45
<b>精神障がい者</b>	<b>85</b>	<b>90</b>	<b>91</b>	<b>98</b>	<b>111</b>
1級	18	17	20	19	20
2級	35	42	44	50	62
3級	32	31	27	29	29
<b>合計</b>	<b>1,142</b>	<b>1,188</b>	<b>1,237</b>	<b>1,273</b>	<b>1,320</b>



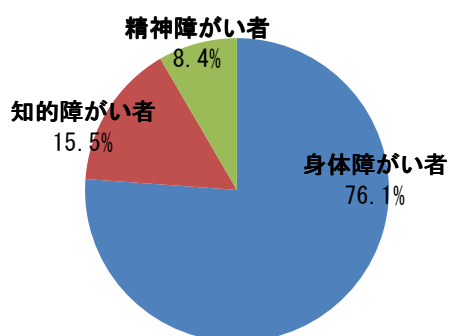
精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する自立支援医療（精神通院）の受給者数は、321人となっています。

【本村における自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】

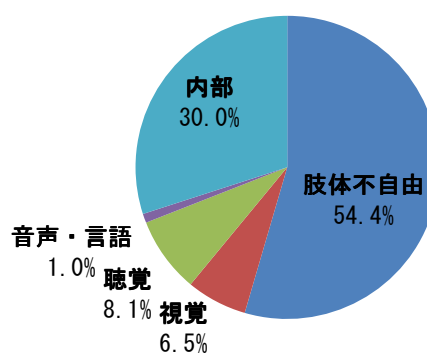
＜単位：人＞

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受給者数	232	280	285	301	321

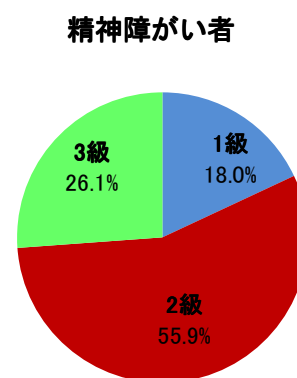
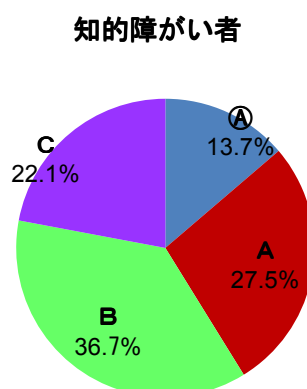
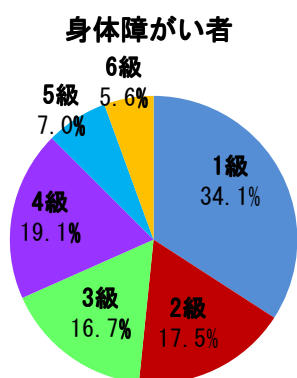
＜障がい種別割合＞



＜身体障がい者の障がい区分別割合＞



＜障がい等級・程度別割合＞



## 2. 障がい者施設の設置及び利用状況

平成23年10月現在, 村内の障がい者施設の状況は, 以下のようになっています。

【本村における村内障がい者施設の利用状況】

※1 利用者数には重複利用者も含まれています。

※2 茨城東病院の利用者数は平成23年10月の延べ人数です。

<単位：人>

事業名及び施設名		提供サービス	利用状況	
			利用者数	うち村内者
独立行政法人 国立病院機構 茨城東病院 定員 3 人		短期入所	13	0
社会福祉法人 愛信会	幸の実園 定員 35 人	生活介護	34	3
		短期入所	1	0
		施設入所支援	28	3
		就労継続支援 (A 型)	6	0
		相談支援		
	第二幸の実園 定員 50 人	生活介護	49	0
		短期入所	8	0
		施設入所支援	49	0
		就労継続支援 (B 型)	10	0
		清心寮 定員 6 人	共同生活援助 (グループホーム)	4
	栄光寮 定員 5 人	共同生活援助 (グループホーム)	5	0
	頌栄寮 定員 5 人	共同生活援助 (グループホーム)	5	1
	捜真寮 定員 6 人	共同生活援助 (グループホーム)	6	0
雅歌寮 定員 5 人	共同生活援助 (グループホーム)	5	0	
社会福祉法人 東海村社会福祉 協議会	障害者センター 定員 60 人	児童デイサービス	25	14
		生活介護	27	18
		自立訓練 (生活訓練)	2	1
	ヘルパー ステーション	居宅介護	4	4
		重度訪問介護	0	0
特定非営利活動法人 (NPO 法人) ドリームたんぽぽ 定員 20 人		地域活動支援 センターⅢ型	12	12
		就労移行支援	15	15
特定非営利活動法人 (NPO 法人) 東海村障がい者地域生活自立支援ネットワーク 「まつぼっくり」 定員 20 人		地域活動支援 センターⅢ型	18	18
		就労移行支援	4	4
		就労継続支援 (B 型)	14	14

### 3. 障害程度区分の認定状況

平成 23 年 10 月現在，障害程度区分の認定状況は，以下のようになっています。

【本村における障害程度区分の認定状況】

<単位：人>

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障がい者	3	0	3	2	9	10	27
知的障がい者	1	5	11	12	11	9	49
精神障がい者	2	3	8	1	0	0	14
合 計	6	8	22	15	20	19	90

### 4. 特別支援学校及び特別支援学級等の在籍状況

平成 23 年 10 月現在，特別支援学校及び特別支援学級等の在籍状況とその卒業年度は，以下のようになっています。

【特別支援学校及び特別支援学級等の在籍状況及び卒業年度】

<単位：人>

学年	特別支援学校	村内小中学校 特別支援学級	合計	高校の卒業年度
高校 3 年	14		14	平成 23 年度
高校 2 年	5		5	平成 24 年度
高校 1 年	10		10	平成 25 年度
小計	29		29	
中学 3 年	4	5	9	平成 26 年度
中学 2 年	0	2	2	平成 27 年度
中学 1 年	7	3	10	平成 28 年度
小計	11	10	21	
小学 6 年	5	11	16	平成 29 年度
小学 5 年	3	10	13	平成 30 年度
小学 4 年	4	6	10	平成 31 年度
小学 3 年	5	6	11	平成 32 年度
小学 2 年	3	11	14	平成 33 年度
小学 1 年	5	3	8	平成 34 年度
小計	25	47	72	
合計	65	57	122	

## 5. 障がい児・者を対象とした本村独自の補助事業

### (1) 東海村心身障害者（児）福祉手当

#### 【事業の概要】

在宅の重度心身障がい児・者の方に、月額4,000円を支給します。

#### 【対象者】

- ①身体障害者手帳1・2級（20歳未満の場合は3級及び4級の一部も含む。）
- ②療育手帳<sup>Ⓐ</sup>・A（20歳未満の場合は、Bも含む。）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者数（人）	411	421	444	454	456
支給額（千円）	19,708	19,776	20,724	21,376	21,660

### (2) 診断書料の助成

#### 【事業の概要】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）を申請するために必要な診断書の費用を助成します。

#### 【対象者】

- ①身体障害者手帳の申請をする方（全額助成）
- ②精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）を申請する方（半額助成）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障がい者（件）	75	67	83	88	84
精神障がい者（件）	148	209	223	198	189
支給額（千円）	791	797	986	932	809

### (3) 通院時タクシー利用料金助成

#### 【事業の概要】

重度の心身障がい者が通院のために自宅と医療機関との間にタクシーを利用した場合、1回5,000円を限度にタクシー料金の半額を助成します。

※交付枚数は年間48枚（透析治療者は年間144枚）

#### 【対象者】

- ①身体障害者手帳1～3級
- ②療育手帳<sup>Ⓐ</sup>・A
- ③精神障害者保健福祉手帳1・2級

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用件数（件）	110	136	272	275	298
助成額（千円）	256	276	474	501	459

#### (4) 障害者通所交通費助成

##### 【事業の概要】

障がい者が社会復帰施設等に通所するための交通費を助成します。

※自宅から施設までの往復に要した交通費（鉄道旅客運賃相当分）を通所日数に応じて、1日あたり600円を限度に助成します。

##### 【対象者】

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②療育手帳の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳若しくは自立支援医療（精神通院）の交付を受けている方

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障がい者（人）	15	22	30	32	32
精神障がい者（人）	17	22	18	16	15
助成額（千円）	1,594	1,952	2,250	2,174	3,291

#### (5) 在宅重度障害者介護慰労金の支給

##### 【事業の概要】

寝たきりの状態にある方、又は日常生活の大半に介護が必要な64歳までの障がい者等を在宅で介護する方に対し、年額50,000円の慰労金を支給します。

##### 【対象者】

- ①身体障害者手帳1・2級
- ②療育手帳④
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

※過去1年間に介護保険と共通する障がい者施策によるサービスを利用していないこと等の条件があります。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
支給者数（人）	2	4	5	1	0
助成額（千円）	100	200	250	50	0

## (6) 精神障害者医療福祉助成

### 【事業の概要】

自立支援医療（精神通院）受給者証又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、通院及び入院に係る医療費の自己負担分を月額 4,000 円を限度に助成します。

### 【対象者】

自立支援医療（精神通院）の交付を受けている方

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
申請者数(延べ人数)	238	275	314	330	353
助成額(千円)	2,854	3,190	3,777	3,961	4,201

## (7) 障害福祉サービス利用者負担額助成及び食費負担

### 【事業の概要】

介護給付費・訓練等給付費の支給決定を受け、自立支援法による障害福祉サービスを利用した場合、障害福祉サービス利用料の利用者負担額の 10 分の 7、及び食費負担額を 1 日あたり 200 円助成します。

### 【対象者】

村から介護給付費又は訓練等給付費の支給決定を受けた方

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者負担額助成(人)	86	74	55	8
食費助成(人)	67	60	41	36
助成額(千円)	7,519	6,380	4,656	2,521

※障害福祉サービス利用者負担額助成については、平成 22 年 4 月から、低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料になったため、助成対象者が減りました。

## 第3章 第2期計画の実績

第2期計画において示されたサービス見込量と課題・方策に対する実績です。

### 1. 障害福祉サービス等の見込量に対する実績

平成23年度の実績値については、平成23年10月1日現在となっています。

#### (1) 障害福祉サービスの利用実績

##### ①訪問系サービス

居宅介護，重度訪問介護，行動援護，重度障害者等包括支援

※居宅介護，重度訪問介護，行動援護，重度障害者等包括支援については、一括して見込量を設定しています

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期見込量	338	628	898
実績値	59	387	852
達成率 (%)	17.4	61.6	94.8

※単位：時間分（月間サービス提供総時間）

#### 【各サービスの実績内訳】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	実利用者数（人）	6	3	10
	延べ利用時間数（時間）	59	58	124
重度訪問介護	実利用者数（人）	0	1	1
	延べ利用時間数（時間）	0	329	727
行動援護	実利用者数（人）	0	0	0
	延べ利用時間数（時間）	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	0	0	0
	延べ利用時間数（時間）	0	0	0

訪問系サービスの実績が大きく伸びたのは、重度訪問介護の利用時間が増えたためです。

## ②日中活動系サービス

### ②-1 生活介護

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	508	652	796
実績値	596	985	887
達成率 (%)	117.3	151.0	111.4

※単位：人日分（月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数）

### ②-2 自立訓練（機能訓練）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	18	54	72
実績値	0	0	0
達成率 (%)	皆減	皆減	皆減

※単位：人日分（月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数）

第 2 期計画策定時においては、サービス利用者を平成 21 年度 1 人と見込み、それ以降 1 年ごとに 1 人増としましたが、対象者が限定されることもあり、利用希望はありませんでした。

### ②-3 自立訓練（生活訓練）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	396	216	198
実績値	290	36	34
達成率 (%)	73.2	16.6	17.1

※単位：人日分（月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数）

実績値は、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて約 10 分の 1 に減っていますが、これは訓練期間（2 年）が終了し、就労移行支援や就労継続支援（B 型）等の利用へと移行したためです。



#### ②-4 就労移行支援

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	108	288	306
実績値	274	312	500
達成率 (%)	253.7	108.3	163.3

※単位：人日分（月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数）

実績値は、平成 21 年度から 23 年度にかけて約 1.6 倍に増えていますが、これは②-3 自立訓練（生活訓練）を終了して就労移行支援に移行した利用者が多かったためです。

#### ②-5 就労継続支援（A 型）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	54	90	108
実績値	40	39	40
達成率 (%)	74.0	43.3	37.0

※単位：人日分（月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数）

実績が横ばいであるのは、事業所が少ないことが一因として挙げられます。

#### ②-6 就労継続支援（B 型）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	72	144	180
実績値	135	258	340
達成率 (%)	187.5	179.1	188.8

※単位：人日分（月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数）

実績値は、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて約 1.8 倍に増えていますが、これは②-3 自立訓練（生活訓練）を終了して就労継続支援（B 型）に移行した利用者が多かったためです。

#### ②-7 療養介護

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	31	31	31
実績値	0	0	0
達成率 (%)	皆減	皆減	皆減

※単位：人日分（月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数）

第 2 期計画策定時においては、サービス利用者を毎年 1 人と見込んでいたが、対象者が限定されることもあり、利用希望はありませんでした。

## ②-8 児童デイサービス

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	65	70	75
実績値	71	79	97
達成率 (%)	109.2	112.8	129.3

※単位：人日分（月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数）

## ②-9 短期入所

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	48	48	60
実績値	13	13	11
達成率 (%)	27.0	27.0	18.3

※単位：人日分（月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数）

## ③居宅系サービス

### ③-1 共同生活援助（グループホーム）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	4	6	8
実績値	4	4	4
達成率 (%)	100.0	66.6	50.0

※単位：人分（月間の利用人数）

### ③-2 共同生活介護（ケアホーム）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	4	6	8
実績値	2	3	4
達成率 (%)	50.0	50.0	50.0

※単位：人分（月間の利用人数）

### ③-3 施設入所支援

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	41	40	37
実績値	37	36	34
達成率 (%)	90.2	90.0	91.8

※単位：人分（月間の利用人数）

## (2) 地域生活支援事業の利用実績

### ① 必須事業

#### ①-1 相談支援事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	1	2	4
実績値	4	4	4
達成率 (%)	400.0	200.0	100.0

※単位：箇所

#### ①-2 自立支援協議会

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込	有	有	有
実績	有	有	有

### 【東海村障がい者自立支援協議会 各種会議の開催状況】

#### ■平成 21 年度

全体会議：2回

就労部会：2回，日中活動部会：2回，相談支援部会：2回

<単位：人>

日時	会議名	出席者数
平成 21 年 11 月 24 日 (火)	第 1 回 全体会議及び設立記念講演会	28
平成 22 年 1 月 19 日 (火)	第 1 回 就労部会	7
20 日 (水)	第 1 回 日中活動部会	9
28 日 (木)	第 1 回 相談支援部会	10
2 月 12 日 (金)	第 2 回 就労部会	5
15 日 (月)	第 2 回 日中活動部会	7
25 日 (木)	第 2 回 相談支援部会	8
3 月 5 日 (金)	第 2 回 全体会議	22

■平成 22 年度

全体会議：0 回

就労部会：4 回，日中活動部会：4 回，相談支援部会：3 回 <単位：人>

日時	会議名	出席者数
平成 22 年 6 月 16 日(水)	第 3 回 日中活動部会	6
18 日(金)	第 3 回 相談支援部会	9
22 日(火)	第 3 回 就労部会	7
8 月 5 日(木)	第 4 回 就労部会	7
5 日(木)	第 4 回 日中活動部会	7
10 月 5 日(火)	第 4 回 相談支援部会	9
7 日(木)	第 5 回 就労部会	7
7 日(木)	第 5 回 日中活動部会	9
平成 23 年 2 月 15 日(火)	第 5 回 相談支援部会	9
16 日(水)	第 6 回 日中活動部会	8
3 月 4 日(金)	第 6 回 就労部会	7
23 日(水)	第 6 回 全体会議 (震災により中止)	—

■平成 23 年度

全体会議：2 回

就労部会：5 回，日中活動部会：2 回，相談支援部会：3 回 <単位：人>

日時	会議名	出席者数
平成 23 年 7 月 8 日(金)	第 3 回 全体会議	21
8 月 9 日(火)	第 7 回 就労部会	8
9 月 2 日(金)	第 6 回 相談支援部会	8
10 月 11 日(火)	第 7 回 日中活動部会	9
20 日(木)	第 8 回 就労部会	7
24 日(月)	第 7 回 相談支援部会	11
11 月 29 日(火)	第 8 回 日中活動部会	6
12 月 9 日(金)	第 9 回 就労部会	9
平成 24 年 1 月 11 日(水)	第 10 回 就労部会	7
1 月 25 日(水)	第 8 回 相談支援部会	11
2 月 22 日(水)	第 11 回 就労部会	5
2 月 29 日(水)	障がい者雇用促進講演会	104
3 月 28 日(水)	第 4 回 全体会議	30(予定)

### ①-3 相談支援機能強化事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込	有	有	有
実績	無	無	無

相談支援機能強化事業としての実績はありませんが、介護福祉課障がい支援担当内に、保健師，社会福祉士，精神保健福祉士等の専門職を配置しています（2. 方策に対する実績 32 ページ参照）。

### ①-4 住宅入居等支援事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込	有	有	有
実績	無	無	無

一般賃貸住宅入居の支援としての実績はありませんが、個別支援の対応において、グループホームやケアホーム等への調整を行いました。

### ①-5 成年後見制度利用支援事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込	有	有	有
実績	有	無	有

#### ■成年後見制度利用支援事業実績内容

平成 21 年度 申立て 1 件

平成 23 年度 被後見人に対する報酬費助成 1 件

①-6 移動支援事業

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用時間 (時間/年)	見込値	724	1,080	1,440
	実績値	900	998	710
	達成率 (%)	124.3	92.4	49.3
利用者数 (人/年)	見込値	10	15	20
	実績値	14	16	16
	達成率 (%)	140.0	106.6	80.0

①-7 地域活動支援センター

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
村内事業所	見込量	24	37	39
	実績値	25	28	29
	達成率 (%)	104.1	75.6	74.3
村外事業所	見込量	12	12	13
	実績値	10	12	11
	達成率 (%)	83.3	100.0	84.6

※単位：人（年間実利用者数）

【地域活動支援センターに通所している人数】

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
村内 事業所	まつぼっくり	Ⅲ型	15	17	17
	たんぼぼ	Ⅲ型	10	11	12
村外 事業所	KUINA	Ⅰ型	1	1	1
	ふわり	Ⅰ型	5	7	7
	ライトハウス	Ⅰ型	2	2	2
	ウッドハウス	Ⅲ型	1	1	1
	つばさ	Ⅲ型	1	1	0
合 計			35	40	40

※単位：人（年間実利用者数）

①-8 コミュニケーション支援事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	16	20	24
実績値	17	12	8
達成率 (%)	106.2	60.0	33.3

※単位：人／年（年間実利用者数）

①-9 日常生活用具給付等支援事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	230	255	290
実績値	455	500	297
達成率 (%)	197.8	196.0	102.4

【各給付の実績内訳】

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護訓練 支援用具	見込量	2	3	4
	実績値	2	3	1
	達成率 (%)	100.0	100.0	25.0
自立生活 支援用具	見込量	8	10	10
	実績値	8	7	3
	達成率 (%)	100.0	70.0	30.0
在宅療養等 支援用具	見込量	4	4	5
	実績値	8	5	5
	達成率 (%)	200.0	125.0	100.0
情報・意思 疎通支援用具	見込量	15	17	20
	実績値	12	9	6
	達成率 (%)	80.0	52.9	30.0
排泄管理 支援用具	見込量	200	220	250
	実績値	423	473	282
	達成率 (%)	211.5	215.0	112.8
居宅生活動作 補助用具	見込量	1	1	1
	実績値	2	2	0
	達成率 (%)	200.0	200.0	皆減

※単位：件

## ②その他の事業（任意事業）

### ②-1 日中一時支援事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	42	45	50
実績値	49	81	84
達成率 (%)	116.6	180.0	168.0

※単位：人（登録者数）

平成 22 年度から、なごみ東海村総合支援センターにおける日中一時支援事業の強化を図ったため、実績が増加しています（2. 方策に対する実績 34 ページ参照）。

### ②-2 訪問入浴サービス事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	1	1	2
実績値	1	1	0
達成率 (%)	100.0	100.0	皆減

※単位：人（年間実利用者数）

### ②-3 更生訓練費給付事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	1	2	2
実績値	2	1	0
達成率 (%)	200.0	50.0	皆減

※単位：人（年間実利用者数）

### ②-4 自動車運転免許取得費及び改造費助成

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	1	2	2
実績値	2	1	0
達成率 (%)	200.0	50.0	皆減

※単位：人（年間実利用者数）



### (3) 補装具及び自立支援医療（更生医療）の利用実績

#### ①補装具費の支給

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	91	100	100
実績値	62	66	33
達成率 (%)	68.1	66.0	33.0

※単位：件

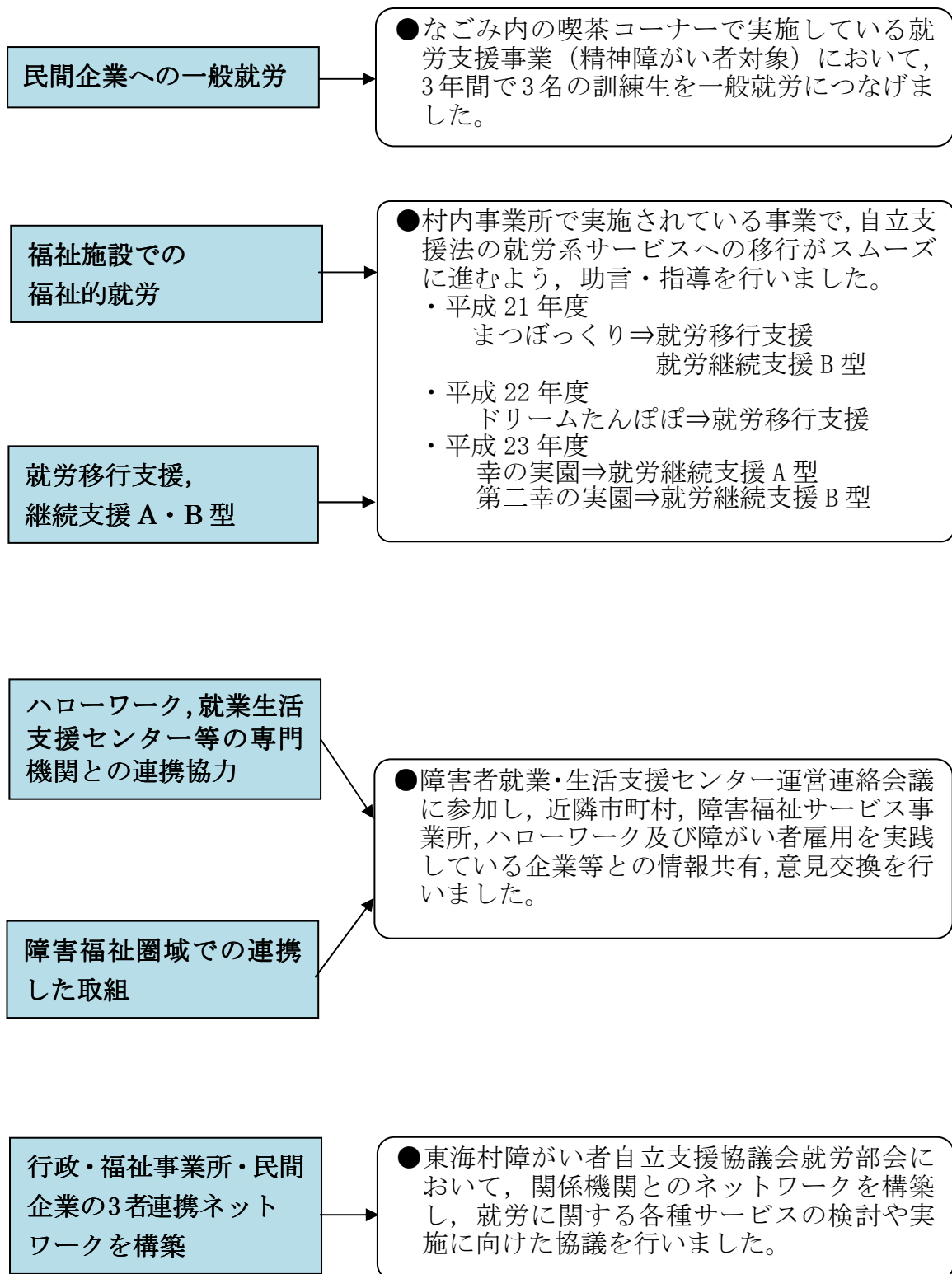
#### ②自立支援医療（更生医療）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期見込量	5	6	6
実績値	3	3	3
達成率 (%)	60.0	50.0	50.0

※単位：件

## 2. 方策に対する実績と課題

### (1) 就労支援の充実



障がい者就労の正しい理解や利用可能な制度等をPR

- 村内企業を対象にアンケート調査を実施。地域の現状を把握するとともに、障がい者雇用や各種サービスを学ぶきっかけを提供しました。
- 障がい者雇用に対する意識向上を目的に、企業経営者向けの「東海村障がい者雇用促進講演会」を実施しました。
- 県主催の「障害者就労支援セミナー」において、東海村障がい者自立支援協議会の取組やチャレンジUP雇用事業を紹介し、村の就労支援活動を周知しました。

公共機関における「職場実習」「チャレンジ雇用」「福祉施設への作業発注推進」

- 「知的障がい者チャレンジUP雇用事業」（村で直接知的障がい者2名を雇用し、3年間の就業を経て民間企業への就職を目指すもの）を開始しました。
- 村内事業所の公的機関・公共施設等における物品の販売や、「ふれあい福祉まつり」「東海村障がい者雇用促進講演会」等への出店を支援しました。
- 牛乳パック、シュレッダー屑及びボロ布を使った紙すき作業により名刺やカレンダー、エコポット等の作成を行う村内事業所に対し、村役場で発生するシュレッダー屑を提供しました。
- なごみの清掃を、精神障がい者自助グループ「青い鳥」、NPO法人ドリームたんぽぽ、NPO法人まつぼっくりの3団体に委託しました。

第2期計画期間においては、民間企業への働きかけを開始したことや、役場における知的障がい者の雇用を開始したこと等、障がい者の一般就労への取組を行った一方、障がいの種別に関わらない支援や村内外における働く場の開拓等については、引き続き課題となっています。

## (2) 相談支援体制の確立

各種相談への迅速・柔軟な対応

- 相談対応のワンストップサービスを目指し、役場庁舎となごみに分かれていた障がい関係の窓口を、平成 23 年 4 月からなごみに一本化しました。
- 相談支援事業を実施している地域生活支援センターにおいて、平成 21 年度には社会福祉士 1 名、平成 22 年度には精神保健福祉士 1 名、平成 23 年度にはさらに精神保健福祉士 1 名を配置し、相談支援体制を強化しました。

多様な情報提供

- 県の知的障がい者の巡回相談を受け入れ、身近で専門家に相談できる機会を提供しました。
- 行政以外にも相談できる機会を提供するため、障がい者関係団体から推薦を受けた方に「身体障害者相談員」「知的障害者相談員」として業務を委託しました（県の事業。平成 24 年度からは村に移管されます）。

サービス利用に関する支援

- 障害者手帳を所持しているか否かに関らず、何らかの障がい（発達障がいや精神障がい等）が疑われる場合においても、本人及び家族に対し、柔軟に相談に応じ、福祉サービスの利用につなげました。
- 平成 22 年度より、継続的に見守りが必要な相談者に対し定期訪問を実施。病院受診に支援が必要な相談者に対しては、受診同行を実施しました。さらに、退院後の自立した生活につなげるためサービスのコーディネーターや事業所・施設等への同行支援を行う等のきめ細かな対応を行いました。
- 障がい者の権利擁護推進の一つとして、成年後見制度の申立てや、被後見人報酬費の助成を行いました。
  - ・平成 21 年度 申立て 1 件
  - ・平成 23 年度 被後見人報酬費助成 1 件

関係団体が連携して取り組める体制

- 相談内容に応じ、相談支援事業所等関係機関の担当者と、電話、ファックス、ケース会議等により連絡を取り合い、連携して支援できる体制づくりを行いました。

障がい者を正しく理解するための講演会

- 障がい者を正しく理解するための講演会等を行いました。
  - ・こころの健康づくり講座（年1～2回）
  - ・ゲートキーパー養成研修会（平成22年度から年1回）
  - ・村民生委員児童委員協議会事項別研修会への協力

障害福祉サービスを必要とする者に対する支援計画作成

- 継続ケースについては、支援計画を作成しました。

サービスやイベント等、障がい者に関する情報のPR

- 広報とうかい毎月10日号に「なごみチャンネル」のコーナーを設け、相談窓口や活動等についてPRを実施。
- 平成23年度は自殺対策強化事業の中で、村公式ホームページに「こころの体温計」を導入するとともに、3月の自殺防止月間には街頭啓発活動を実施する等、サービスや相談窓口のPRを行いました。

お互いに交流することができる機会

- 「(3)日中活動の充実」における「障がい者同士が集える機会・場所」(35p)で検証しています。

第2期計画期間においては、相談支援窓口の強化や他機関との連携等、体制づくりが進められた一方、潜在的ニーズの掘り起こしや訪問調査については引き続き課題となっています。

### (3) 日中活動の充実

#### 障がい児・者の日中活動の充実

- なごみにおける日中一時支援事業を徐々に拡大し、障がい児の余暇の充実と保護者の負担軽減を行いました。
  - ・利用定員の増加（平成 23 年度 27 人）
    - 指導員：利用者の比率変更
    - 平成 21 年度 1:1.5
    - 平成 22 年度 1:2
    - 平成 23 年度 1:2.5
  - ・利用登録者増
    - 平成 21 年度 49 人
    - 平成 22 年度 81 人
    - 平成 23 年度 88 人
  - ・土曜レスパイト事業開始（利用延べ人数）
    - 平成 22 年度 136 人
    - 平成 23 年度 120 人（10 月末現在）
- 日中一時支援事業委託事業所を徐々に増やし、増加する利用希望者に対応しました。
  - ・平成 21 年度 7 か所増（13 か所）
  - ・平成 22 年度 5 か所増（18 か所）
  - ・平成 23 年度 3 か所増（21 か所）
- 手話通訳者及び要約筆記者を県外にも派遣できるように、要綱を改正し、聴覚障がい者への支援を拡大しました。

#### 村内施設の事業充実

- 東海村障害者センターで行っている事業を委託から指定管理者制度に変更し（平成 22 年度）、利用申請の受付と許可をセンターで行うなどの利便性の向上や事業運営を現場の判断で行う等のサービス向上を行いました。

#### 村内施設の相互協力・連携

- 東海村障がい者自立支援協議会日中活動部会において、「余暇」「移動」をキーワードとして抽出し、協議を行いました。

#### 事業所への支援

- 社会福祉法人愛信会が実施している「さちのみ納涼祭」「さちのみ雪まつり」等の事業に対して補助を行い、その活動を支援しました。
- 村内外において、東海村民も対象となる地域活動支援センター事業を実施している団体に対し補助・事業委託を行い、その活動を支援しました。
  - ・地域活動支援センターⅠ型：KUINA, ふわり
  - ・地域活動支援センターⅢ型：まっぼっくり, ドリームたんぼぼ, ウッドハウス, つばさ

### 施設利用者の負担軽減

- 社会福祉協議会による福祉有償運送サービス（はーとろーど）を活用しました。
- 障がい者施設（事業所）に通う方に対し、「通所交通費」の助成を行っていますが、デマンドタクシーを利用して通所している場合について、平成 22 年度の料金値上げに対応して 100 円の増を行い、通所者の負担軽減を行いました。
- 食費 1 日あたり 200 円の助成、及び利用料自己負担の内 7 割を助成することにより、施設利用者の負担軽減を行いました。

### 障がい者同士が集える機会・場所

- 障がい者同士が情報交換や悩みを共有できるよう、なごみ東海村総合支援センターで、障がい者が集える場所や機会の提供し、活動支援を継続しました。
  - ・精神障害者デイケア事業
  - ・フリースペース「青空」
  - ・自助グループ「青い鳥」
- 障がい者同士が集って参加する活動に対して、送迎を行う等の支援を実施しました。
  - ・ゆうあいスポーツ大会
  - ・身体障害者スポーツ大会
  - ・ふれあい福祉まつり
  - ・精神保健福祉フォーラム
  - ・ひたちなか市・那珂市との 2 市 1 村内関係団体の合同施設外研修 等

第 2 期計画期間においては、日中一時支援事業の拡大等で、障がい児支援や事業所における活動の支援等について進められた一方、移動手段、障がい児・者の余暇活動の充実等についてはよりきめ細かな支援が必要となっています。

# 第4章 本村の障がい福祉に関するアンケート調査

## 1. アンケート調査の目的

本調査は、障がいのある方を対象に、日常の生活実態や各種障害福祉サービスの利用状況やニーズを把握し、「第3期計画」を策定するための基礎資料として活用することを目的とします。

## 2. アンケート調査の実施内容

※この章では、表内の数値の単位はすべて「人」です。

- (1) **調査時期** 平成23年12月1日～12月16日
- (2) **調査方法** 郵送・回収方式による調査
- (3) **調査対象** 839人（内訳は以下のとおりです。）

- ①障害福祉サービス利用者 159人
- ②無作為抽出者 680人（以下のa, b, cの合計を足した人数）

a 身体障がい者〔身体障害者手帳 保持者〕      b 知的障がい者〔療育手帳 保持者〕

区分	送付対象者数
視覚	26
聴覚	39
音声・言語	3
肢体不自由	269
内部	124
<b>合計</b>	<b>461</b>

区分	送付対象者数
㊤	5
A	8
B	20
C	16
<b>合計</b>	<b>49</b>

c 精神障がい者等

〔精神保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）受給者証 保持者〕

区分	送付対象者数
1級	11
2級	30
3級	18
自立支援医療	111
<b>合計</b>	<b>170</b>

## 3. 回答者数

- (1) **回答者数** 437人
- (2) **回答率** 52.1%



## 4. アンケート結果

### (1) 基本的な事について

1-1 この調査票はどなたが記入しましたか。

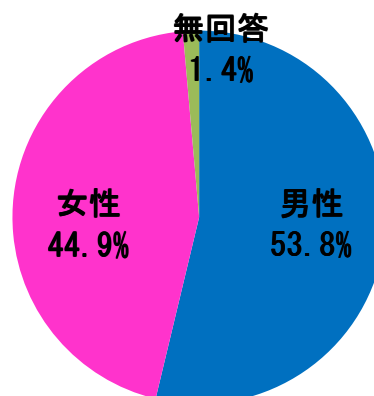
1 障がい者等ご本人が記入した	241
2 ご本人の意見を聞いて、ご本人以外が記入した	90
3 ご本人の意見確認が難しいため、可能な範囲でご本人以外が記入した	81
4 その他	3
無回答	22

【その他の回答】

- ・ 本人が幼少のため
- ・ 本人が障がいを受け入れられないので家族が記入

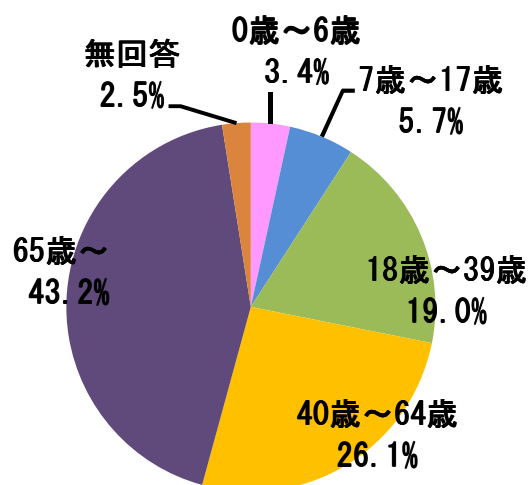
1-2 あなたの性別をお答えください。

1 男性	235
2 女性	196
無回答	6



1-3 あなたの年齢をお答えください。

1 0歳 ~ 6歳	15
2 7歳 ~ 17歳	25
3 18歳 ~ 39歳	83
4 40歳 ~ 64歳	114
5 65歳以上	189
無回答	11



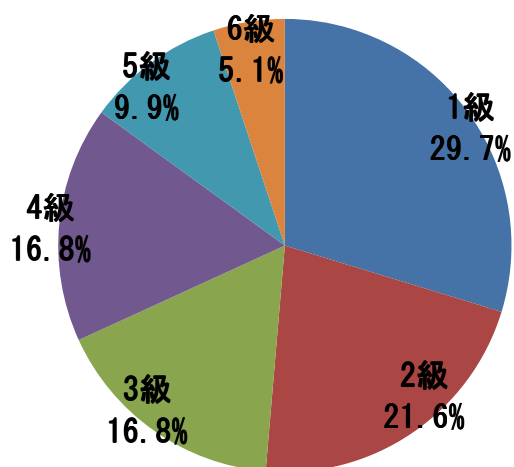
1-4 あなたは「身体障害者手帳」をお持ちですか。

1 1級	81
2 2級	59
3 3級	46
4 4級	46
5 5級	27
6 6級	14
7 その他	157
無回答	7

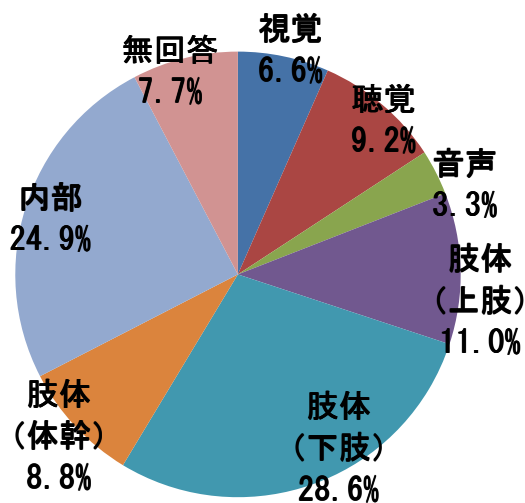
1-5 「身体障害者手帳」をお持ちの場合、障がい区分は次のうちどれですか。

1 視覚障害	18
2 聴覚障害, 平衡機能障害	25
3 音声・言語・そしゃく機能障害	9
4 肢体不自由 (上肢)	30
5 肢体不自由 (下肢)	78
6 肢体不自由 (体幹)	24
7 内部障害	68
無回答	21

<身体障害者手帳所持者の等級別割合>



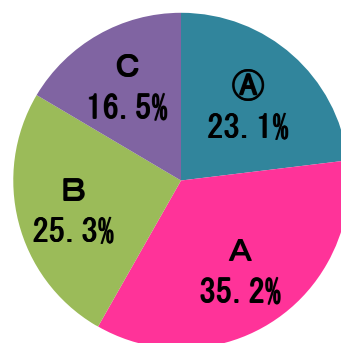
<身体障害者手帳所持者の障がい区分別割合>



1-6 あなたは「療育手帳」をお持ちですか。

1 ㊶	21
2 A	32
3 B	23
4 C	15
5 その他	341
無回答	5

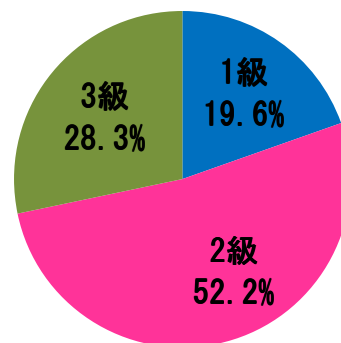
＜療育手帳所持者の等級別割合＞



1-7 あなたは「精神保健福祉手帳」をお持ちですか。

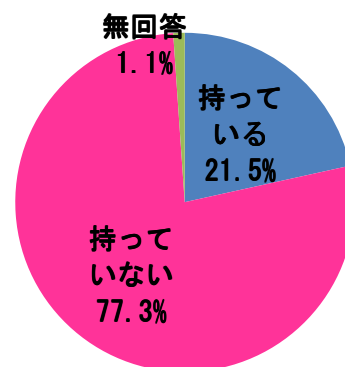
1 1級	9
2 2級	24
3 3級	13
4 その他	387
無回答	4

＜精神保健福祉手帳所持者の等級別割合＞



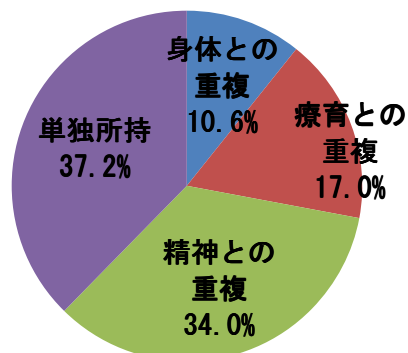
1-8 あなたは「自立支援医療受給者証（精神通院）」をお持ちですか。

1 持っている	94
2 持っていない	338
無回答	5



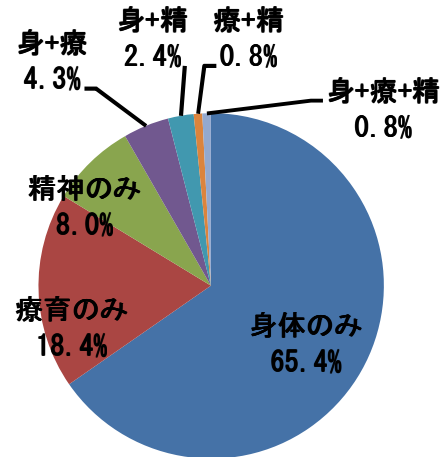
● 「自立支援医療受給者証（精神通院）」所持者に占める各手帳との重複割合

身体障害者手帳との重複	10	
療育手帳との重複	16	
精神保健福祉手帳との重複	1級	2
	2級	20
	3級	10
単独所持	35	
不明	1	



●各手帳の所持割合

身体障害者手帳（以下身体）のみ	246
療育手帳（以下療育）のみ	69
精神保健福祉手帳（以下精神）のみ	30
身体+療育	16
身体+精神	9
療育+精神	3
身体+療育+精神	3



(2) 障害福祉サービスについて

障害福祉サービスの名称	①現在の利用状況		②これからの利用希望	
	利用あり	利用なし	継続する	継続しない
居宅介護 (ホームヘルプ)	28	409	27	1
			新たに利用したい	24
			希望しない	385
重度訪問介護	3	434	3	0
			新たに利用したい	18
			希望しない	416
行動援護	6	431	6	0
			新たに利用したい	29
			希望しない	402
重度障害者等包括支援	2	435	2	0
			新たに利用したい	25
			希望しない	410
児童デイサービス	25	412	23	2
			新たに利用したい	3
			希望しない	409
短期入所	20	417	20	0
			新たに利用したい	37
			希望しない	380
療養介護	4	433	4	0
			新たに利用したい	27
			希望しない	406

障害福祉サービスの名称	①現在の利用状況		②これからの利用希望	
	利用あり		継続する	
生活介護	利用あり	43	継続する	42
			継続しない	1
	利用なし	394	新たに利用したい	22
			希望しない	372
自立訓練 (機能訓練)	利用あり	14	継続する	13
			継続しない	1
	利用なし	423	新たに利用したい	26
			希望しない	397
自立訓練 (生活訓練)	利用あり	10	継続する	9
			継続しない	1
	利用なし	427	新たに利用したい	42
			希望しない	385
就労移行支援	利用あり	17	継続する	16
			継続しない	1
	利用なし	420	新たに利用したい	28
			希望しない	392
就労継続支援 A型	利用あり	5	継続する	5
			継続しない	0
	利用なし	432	新たに利用したい	23
			希望しない	409
就労継続支援 B型	利用あり	15	継続する	14
			継続しない	1
	利用なし	422	新たに利用したい	34
			希望しない	388
施設入所支援	利用あり	25	継続する	25
			継続しない	0
	利用なし	412	新たに利用したい	26
			希望しない	386
共同生活援助 (グループホーム)	利用あり	5	継続する	5
			継続しない	0
	利用なし	432	新たに利用したい	16
			希望しない	416
共同生活介護 (ケアホーム)	利用あり	2	継続する	2
			継続しない	0
	利用なし	435	新たに利用したい	21
			希望しない	414
同行援護	利用あり	3	継続する	3
			継続しない	0
	利用なし	434	新たに利用したい	12
			希望しない	422

障害福祉サービスの名称	①現在の利用状況		②これからの利用希望	
	移動支援	利用あり	12	継続する
継続しない				0
利用なし		425	新たに利用したい	33
			希望しない	392
地域活動支援センター	利用あり	12	継続する	12
			継続しない	0
	利用なし	425	新たに利用したい	32
			希望しない	393
日中一時支援事業	利用あり	35	継続する	35
			継続しない	0
	利用なし	402	新たに利用したい	31
			希望しない	371

●現在の利用状況と今後の利用見込みを比較

サービスの名称	現在の状況（「利用あり」と回答した数）		B/A
	B	A	
居宅介護 (ホームヘルプ)	28		1.82 倍
	51		
重度訪問介護	3		7.00 倍
	21		
行動援護	6		5.83 倍
	35		
重度障害者等包括支援	2		13.50 倍
	27		
児童デイサービス	25		1.04 倍
	26		
短期入所	20		2.85 倍
	57		
療養介護	4		7.75 倍
	31		
生活介護	43		1.49 倍
	64		
自立訓練（機能訓練）	14		2.79 倍
	39		
自立訓練（生活訓練）	10		5.10 倍
	51		
就労移行支援	17		2.59 倍
	44		
就労継続支援 A型	5		5.60 倍
	28		
就労継続支援 B型	15		3.20 倍
	48		
施設入所支援	25		2.04 倍
	51		
共同生活援助 (グループホーム)	5		4.20 倍
	21		
共同生活介護 (ケアホーム)	2		11.50 倍
	23		
同行援護	3		5.00 倍
	15		
移動支援	12		3.67 倍
	44		
地域活動支援センター	12		3.67 倍
	44		
日中一時支援事業	35		1.89 倍
	66		

■現在の状況と今後の見込とを比較し、5.0倍以上となったサービスについて

※重度訪問介護，重度障害者等包括支援及び療養介護については，対象者が限定されるため，実際の利用が大きく伸びることはほぼないものと思われます。

※行動援護及び同行援護についても対象者が限定されるため，実際の利用が大きく伸びることはないと思われますが，どちらも移動に関するサービスであることから，移動に伴う何らかのサポートを求めている傾向が伺えます。

※地域で生活する上での住居的支援については，グループホーム・ケアホームの充実を望む声が多く，今後は特にケアホームの需要が伸びることが予測できます。

### (3) 住まいについて

3-1 あなたは、現在、どのように暮らしていますか。

1 一人で暮らしている（アパート）	10
2 一人で暮らしている（持ち家）	24
3 家族などといっしょに暮らしている	353
4 福祉施設（障がい者施設、高齢者施設）で暮らしている	31
5 仲間と共同生活をしている（グループホーム、ケアホーム）	6
6 病院に入院している	9
7 その他	1
無回答	3

3-2 あなたは、将来、どのように暮らしたいですか。

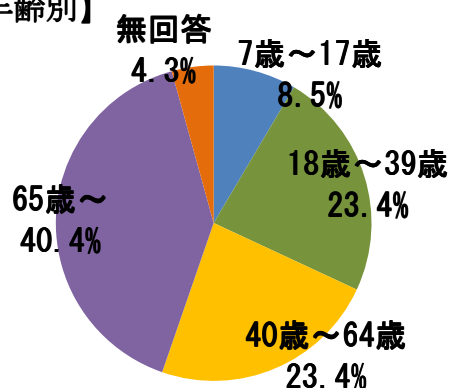
1 一人で暮らしたい（アパート）	24
2 一人で暮らしたい（持ち家）	18
3 家族などといっしょに暮らしたい	286
4 福祉施設（障がい者施設、高齢者施設）で暮らしたい	47
5 仲間と共同生活をしたい（グループホーム、ケアホーム）	21
6 その他	12
無回答	29

1.5倍

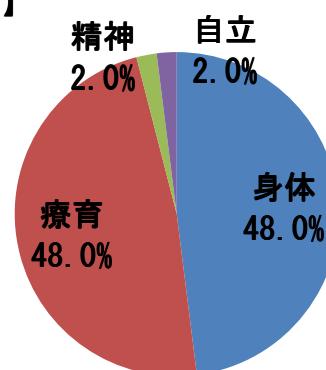
3.5倍

<将来、施設入所を希望する人の年齢別、手帳別割合>

【年齢別】



【手帳別】

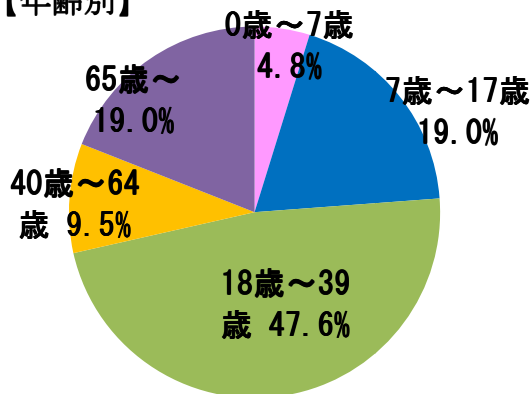


65歳以上の希望者が最も多くなっていますが、これは高齢者施設への入所希望が多く含まれている結果と見ることができます。

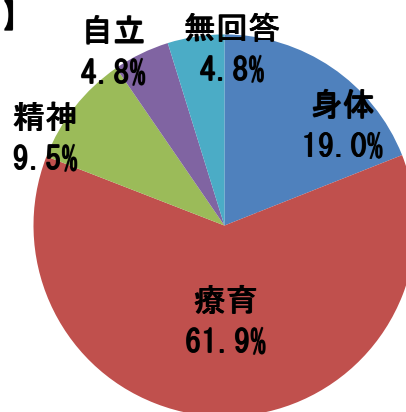


＜将来、グループホーム・ケアホームを希望する人の年齢別、手帳別割合＞

【年齢別】



【手帳別】



0歳から39歳までの希望者が71.4%を占めており、将来的な利用を検討している若年層が多いことがわかります。また、知的障がい者の希望が多いことから、知的障がい者に対する住居支援として、グループホーム・ケアホームへの期待が大きいことも読み取ることができます。

(4) 日中活動について

4-1 あなたは、余暇をどのように過ごしていますか。(複数回答)

1 買い物（食料品）	191	16.7%
2 買い物（食料品以外）	163	14.3%
3 映画館での映画鑑賞	50	4.4%
4 スポーツ活動	29	2.5%
5 スポーツ観戦	22	1.9%
6 地域の行事	56	4.9%
7 サークル活動	39	3.4%
8 旅行	72	6.3%
9 散歩	146	12.8%
10 家で過ごす	325	28.4%
11 その他	25	2.2%
無回答	25	2.2%

「家で過ごす」が最も多い回答となっていますが、「自らの意志で家で過ごしている」のか「様々な要因から家で過ごすしかない」のかが重要です。今回のアンケートから読み解くことは難しいですが、今後「家で過ごす」しか選択肢のない障がい者に対する、ハード・ソフト両面からの支援が必要です。

4-2 あなたが外出するときによく利用する交通手段は何ですか。(複数回答)

1 徒歩	131	14.4%
2 車いす	33	3.6%
3 自転車	80	8.8%
4 バイク	5	0.5%
5 自家用車 (本人運転)	128	14.0%
6 自家用車 (家族運転)	248	27.2%
7 バス	33	3.6%
8 電車	89	9.8%
9 タクシー	43	4.7%
10 デマンドタクシー「あいのりくん」	58	6.4%
11 移送サービス「はーとろーど」	8	0.9%
12 施設や病院などの送迎車	49	5.4%
13 その他	7	0.8%
無回答	0	0.0%

自家用車 (本人運転及び家族運転) の割合が 41.2% と最も高くなっています。将来的に何らかの要因で自家用車を利用できなくなったときに屋外での活動に制限が出ないように、公共交通も含めた移動手段の検討が必要です。

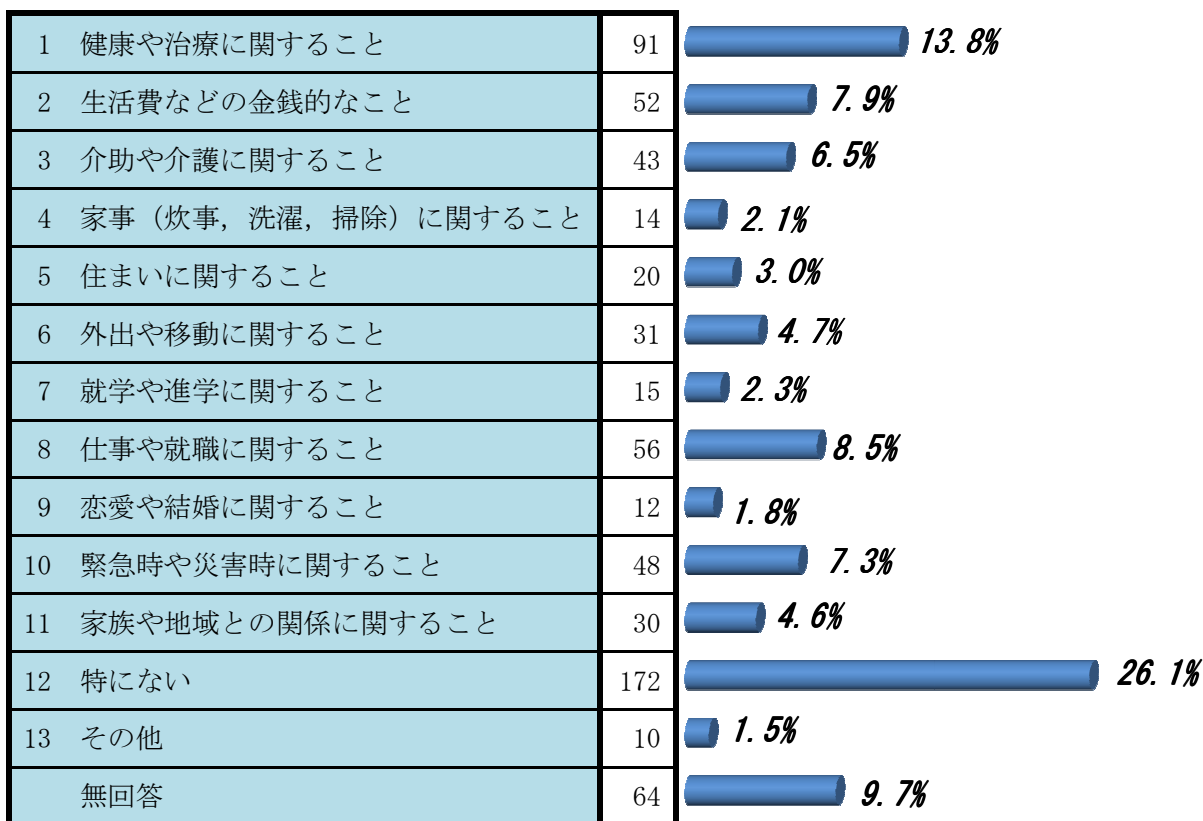
4-3 あなたは、外出するとき、『①どのように』『②誰と』『③どこまで』移動しますか。(複数回答)

目的	①どのように		②誰と		③どこまで (目的地)	
買い物 (食料品)	1 徒歩	85	1 家族	259	1 東海村内	303
	2 自転車	63	2 友達	33	2 ひたちなか市 日立市・那珂市周辺	162
	3 自家用車	255	3 ヘルパー	6	3 水戸市周辺	67
	4 バス・電車	13	4 ボランティア	3	4 その他	14
	5 タクシー	9	5 その他	62	無回答	94
	6 あいのりくん	20	無回答	110		
	7 はーとろーど	4				
	8 その他	17				
	無回答	90				

目的	①どのように		②誰と		③どこまで(目的地)	
買い物 (食料品 以外)	1 徒歩	54	1 家族	263	1 東海村内	263
	2 自転車	46	2 友達	37	2 ひたちなか市	201
	3 自家用車	274	3 ヘルパー	3	日立市・那珂市周辺	
	4 バス・電車	29	4 ボランティア	2	3 水戸市周辺	115
	5 タクシー	8	5 その他	56	4 その他	21
	6 あいのりくん	19	無回答	112	無回答	96
	7 はーとろーど	3				
	8 その他	15				
	無回答	93				
通院	1 徒歩	22	1 家族	253	1 東海村内	200
	2 自転車	19	2 友達	6	2 ひたちなか市	193
	3 自家用車	308	3 ヘルパー	6	日立市・那珂市周辺	
	4 バス・電車	35	4 ボランティア	2	3 水戸市周辺	110
	5 タクシー	22	5 その他	111	4 その他	39
	6 あいのりくん	34	無回答	72	無回答	52
	7 はーとろーど	3				
	8 その他	28				
	無回答	46				
通勤 通学	1 徒歩	33	1 家族	41	1 東海村内	65
	2 自転車	22	2 友達	15	2 ひたちなか市	54
	3 自家用車	82	3 ヘルパー	1	日立市・那珂市周辺	
	4 バス・電車	36	4 ボランティア	2	3 水戸市周辺	24
	5 タクシー	1	5 その他	76	4 その他	9
	6 あいのりくん	6	無回答	309	無回答	299
	7 はーとろーど	0				
	8 その他	6				
	無回答	298				
余暇	1 徒歩	74	1 家族	199	1 東海村内	181
	2 自転車	49	2 友達	87	2 ひたちなか市	161
	3 自家用車	221	3 ヘルパー	1	日立市・那珂市周辺	
	4 バス・電車	47	4 ボランティア	2	3 水戸市周辺	108
	5 タクシー	7	5 その他	59	4 その他	59
	6 あいのりくん	12	無回答	153	無回答	147
	7 はーとろーど	0				
	8 その他	13				
	無回答	146				

## (5) 相談支援について

### 5-1 あなたは、今、相談したいと思っていることはありますか。(複数回答)



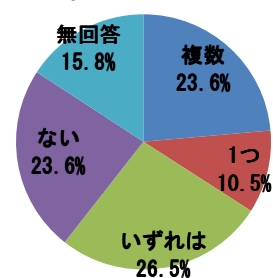
#### 【その他の回答】

- 学校でのトラブル
- 親亡き後の生活
- 保険に関すること

様々なジャンルに回答が分散している状況から、複合的な相談にも柔軟に対応することができるよう、相談支援体制を整えるとともに、相談支援専門員のスキルを向上していく必要があります。また、個人のニーズを的確に把握し、支援を必要としている人に対して適切に対応していく必要があります。

5-2 あなたには、相談することができる場所はありますか。

1 複数ある	103
2 1つだけある	46
3 今は必要ないが、いずれは相談したいと思う	116
4 ない	103
無回答	69



5-3 あなたは、相談しているところに対してどのように感じていますか。

(複数回答)

1 話をよく聞いてくれる	91	27.7%
2 必要に応じて連絡をくれる	52	11.0%
3 必要に応じて訪問してくれる	43	9.6%
4 すぐに対応してくれる	14	12.5%
5 信用できる	20	17.2%
6 相談しやすい環境である	31	16.4%
7 あまり話を聞いてくれない	15	1.5%
8 連絡がほとんどない	56	0.5%
9 適切な情報をくれない	12	0.5%
10 対応が遅い	48	1.5%
11 信用できない	30	0.5%
12 相談しにくい環境である	172	1.0%
13 その他	10	0.2%

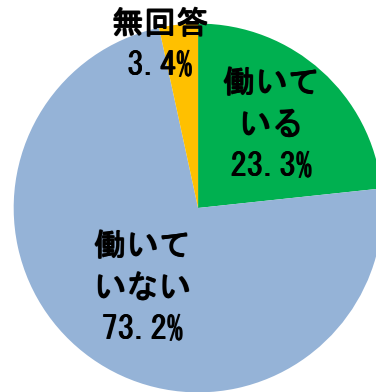
5-4 あなたが相談できるところがないのはなぜですか。(複数回答)

1 相談する必要性がない	53	39.6%
2 相談できる機関を知らない	20	14.9%
3 相談しても解決しない	19	14.2%
4 どこも信用できない	6	4.5%
5 相談に行けない	9	6.7%
6 他人の目が気になる	7	5.2%
7 適切な情報をくれない	11	8.2%
8 以前トラブルになった	2	1.5%
9 その他	7	5.2%

(6) 就労について

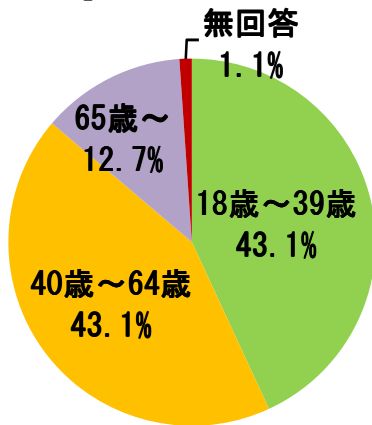
6-1 あなたは、現在、働いていますか。

1 働いている	102
2 働いていない	320
無回答	15

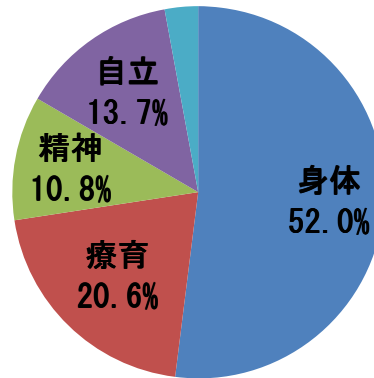


<働いている人の年齢、手帳別割合>

【年齢別】



【手帳別】



6-2 あなたは、どこで働いていますか。

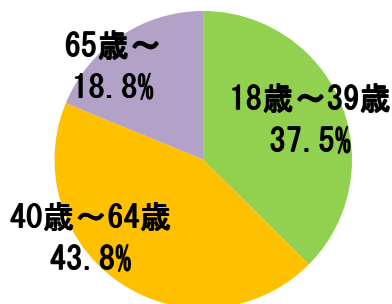
1 会社などで正社員・職員として働いている	28	27.5%
2 会社などでアルバイト・パートとして働いている	26	25.5%
3 自営業	10	9.8%
4 障がい者施設・作業所等で働いている	20	19.6%
5 内職・自営業の手伝い	2	2.0%
6 その他	7	6.9%
無回答	9	8.8%

6-3 あなたが働いていない理由は何ですか。

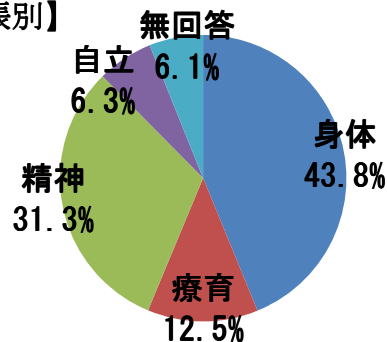


<働きたいが雇ってもらえない人の年齢，手帳別割合>

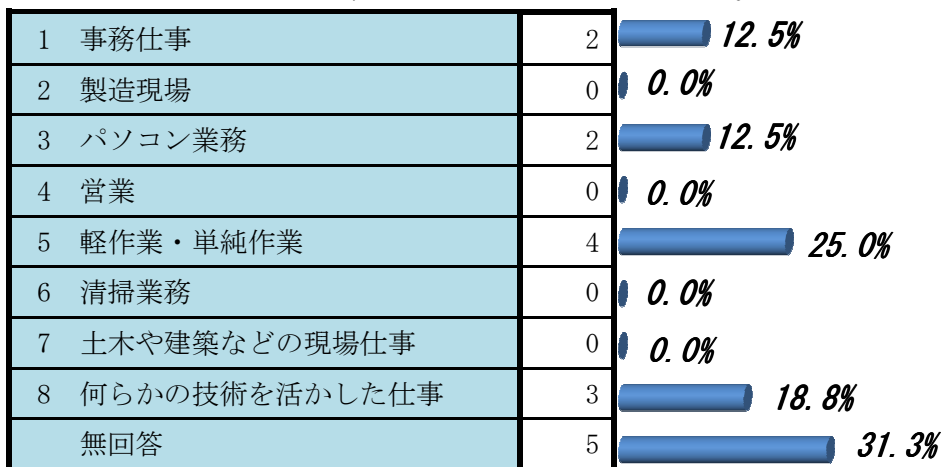
【年齢別】



【手帳別】



6-4 あなたはどのような仕事をしたいと思いますか。



就労の有無については、働いている人の半数を身体障がい者が占めており、さらに、知的障がい者の多くが「障がい者施設・作業所等で働いている」と回答している状況を考えると、その比率はさらに上がるものと思われます。

身体障がい者と比較して知的障がい者の雇用が厳しい状況であることがわかります。

また、「働きたいが雇ってもらえない」と回答している精神障がい者及び自立支援医療受給者が 37.6%であることから、精神障がい者等に対する企業や地域の理解を得るための行政の働きかけが不足していることが読み取れます。

## (7) 災害対策について

7-1 あなたは、大規模災害に遭い、家族と連絡が取れない時、誰に助けを求めますか。(複数回答)

1 近くの親族に助けを求める	199	31.3%
2 隣近所に助けを求める	170	26.7%
3 自治会に助けを求める	24	3.8%
4 民生委員に助けを求める	38	6.0%
5 社協や役場に助けを求める	89	14.0%
6 会社の同僚に助けを求める	21	3.3%
7 助けを求める相手がいない	33	5.2%
8 助けはもらえない	8	1.3%
無回答	54	8.5%

7-2 東日本大震災時に特に「困った」と感じたことは何ですか。(複数回答)

1 必要な情報が入らない	167	17.0%
2 在宅酸素等の医療	20	2.0%
3 病院への通院手段	80	8.1%
4 薬の確保	73	7.4%
5 ストマ装具などの備蓄	9	0.9%
6 避難所のバリアフリー化	13	1.3%
7 避難所に行けなかった	34	3.5%
8 避難所にいづらかった	26	2.6%
9 食料や水の確保	287	29.2%
10 ガソリンの確保	07	21.1%
無回答	67	6.8%

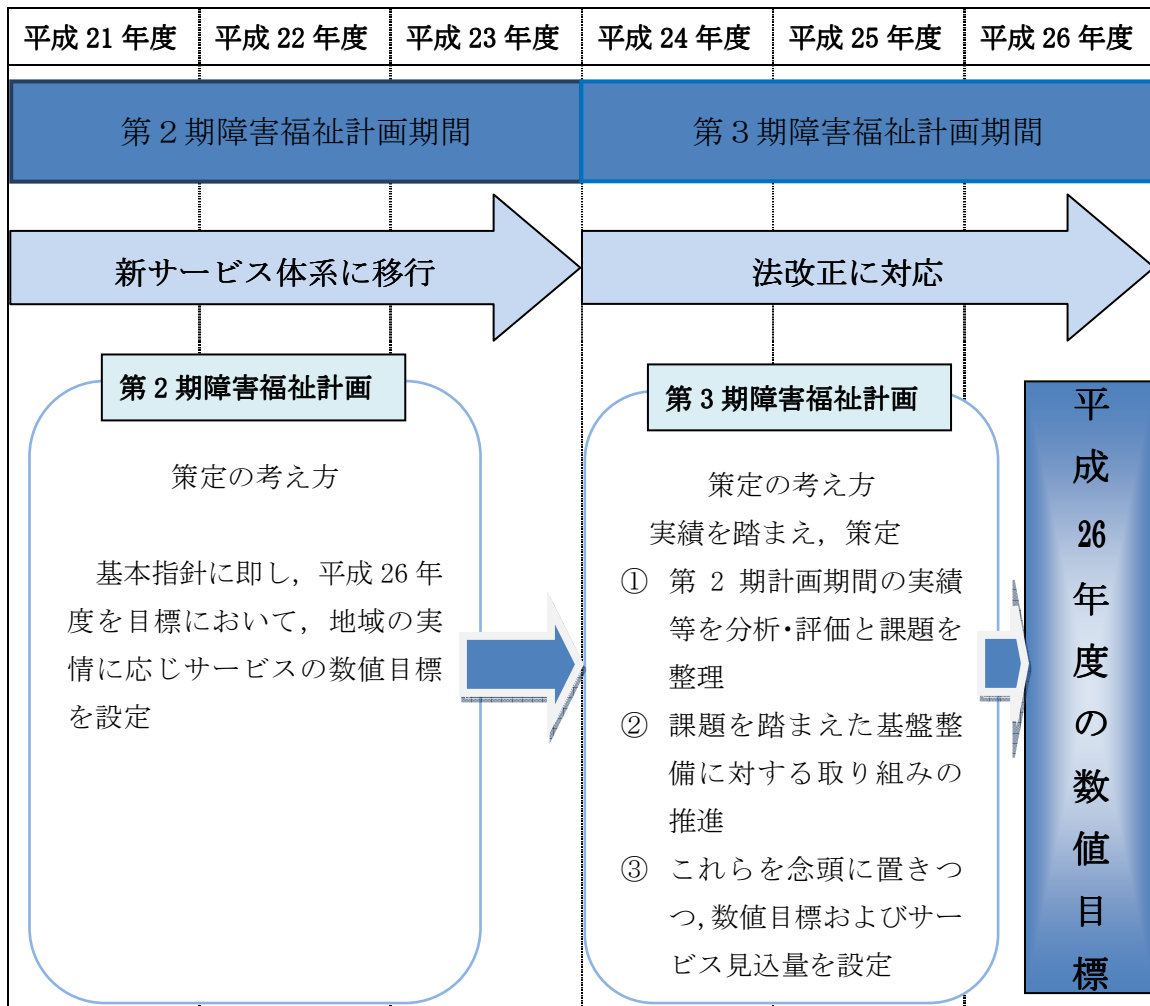


# 第5章 第3期計画における 障害福祉サービス等の見込量と方策

## 1. 障害福祉サービス等の見込量

### (1) 第3期計画策定における留意点

第3期計画の見込量算定にあたっては、基本的には第2期計画策定時の数値目標の考え方を踏襲し、それに障がいのある方の状況や将来推計、これまでのサービス利用実績等を基に、旧法施設の新法サービスへの移行状況、自立支援法等の改正、その他障がいのある方のニーズ等を勘案し、計画期間に必要なサービス見込量を設定しました。



※児童デイサービス

児童デイサービスについては、平成22年12月に成立した「改正障害者自立支援法」により、平成24年4月1日から、新たに「児童福祉法」を根拠法とした「発達支援事業」に変更となります。これに伴い、本計画には定めていません。

## (2) 障害福祉サービスの見込量

第3期計画策定における留意点を踏まえて、平成26年度までの見込量を以下のように設定します。

### ① 訪問系サービス

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	利用者数（人／月）	16	20	22
	見込み量（時間分／月）	198	210	320
重度訪問介護	利用者数（人／月）	1	1	1
	見込み量（時間分／月）	744	744	744
同行援護	利用者数（人／月）	1	2	3
	見込み量（時間分／月）	5	10	15
行動援護	利用者数（人／月）	1	2	3
	時間（延べ利用時間数）	5	10	15
重度障害者等包括支援	利用者数（人／月）	0	0	0
	見込み量（時間分／月）	0	0	0

#### ※同行援護

同行援護は、移動に著しい困難を有する視覚障がいをお持ちの方に対して、外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行うサービスで、平成23年10月から自立支援給付事業へ位置付けられました。

#### ※重度障害者等包括支援

事業所の指定基準が高いため、本村の近隣でサービス提供可能な事業所がなく、また、利用するための要件が限定されるサービスであるため、平成23年度末現在での利用者がいないことから、3年間の見込みを0と設定しました。

## ② 日中活動系サービス

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	利用者数 (人/月)	62	65	69
	見込み量 (日分/月)	1,192	1,246	1,318
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	3	4	3
	見込み量 (日分/月)	54	72	54
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	7	6	10
	見込み量 (日分/月)	98	84	140
就労移行支援	利用者数 (人/月)	16	4	4
	見込み量 (日分/月)	180	126	126
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人/月)	3	4	5
	見込み量 (日分/月)	62	80	98
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人/月)	22	23	23
	見込み量 (日分/月)	302	316	316
療養介護	利用者数 (人/月)	0	0	0
	見込み量 (日分/月)	0	0	0
短期入所 (ショート ステイ)	利用者数 (人/月)	2	3	4
	見込み量 (日分/月)	7	11	14

### ※療養介護

利用するための要件が限定されるサービスであるため、平成 23 年度末現在での利用者がいないことから、3 年間の見込みを 0 と設定しました。

## ③ 居宅系サービス

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/年)	6	7	8
共同生活介護 (ケアホーム)	実利用者数 (人/年)	6	7	9
施設入所支援	実利用者数 (人/年)	33	32	31
計画相談支援	実利用者数 (人/年)	147	156	165
地域相談支援 (地域移行支援)	実利用者数 (人/年)	9	18	35
地域相談支援 (地域定着支援)	実利用者数 (人/年)	0	9	18

### (3) 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業の見込量については、第2期計画の実績とアンケートの結果等から数値を算定しました。

#### ① 必須事業

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
<b>相談支援事業</b>				
障害者相談支援事業	箇所	4	4	4
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
<b>移動支援事業</b>	実利用者数（人／年）	17	18	19
	延べ利用時間数（時間／年）	748	792	836
<b>地域活動支援センター</b>	村内（人／年）	30	31	32
	村外（人／年）	12	13	14
<b>コミュニケーション支援事業</b>	実利用者数（人／年）	9	10	11
<b>日常生活用具給付等支援事業（延べ件数）</b>		471	497	523
介護訓練支援用具		2	3	4
自立生活支援用具		4	6	8
在宅療養等支援用具		7	8	9
情報・意思疎通支援用具		7	9	11
排泄管理支援用具		450	470	490
居宅生活動作補助用具		1	1	1

② 任意事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	登録者数 (人/年)	89	90	91
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	1	1	2
更生訓練費給付事業	実利用者数 (人/年)	1	1	2
自動車運転免許取得費及び改造費助成事業	件数 (件/年)	1	1	2

(4) 補装具及び自立支援医療（更生医療）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補装具費	件数 (件/年)	66	67	68
自立支援医療（更生医療）	件数 (件/年)	2	3	4

## 2. 見込量達成のための課題と方策

第3章の実績，第4章のアンケート調査の結果をみると，第2期計画で示された4つのテーマ，「就労」「相談支援」「日中活動」「住居」について，3年間では実施に至らなかったところもあり，また，ニーズも高いことから，第3期計画でも引き継ぎこの4つのテーマを軸として取り組みます。

### (1) 就労支援の充実

就労支援では，以下の4つを第3期計画の課題として取り組みます。

#### 課題1 一般就労に向けた民間企業への働きかけを行います

<方策>

- ①障がい者就労コーディネーターの雇用。
- ②東海村障がい者自立支援協議会就労部会と連携して企業に雇用・実習受け入れ等を働きかけ，その結果から村内就労資源マップを作成。
- ③障がい者雇用に関する啓発活動の実施。
  - 障がい者雇用促進講演会の開催
  - 障がい者雇用を学ぶことのできるタウンミーティングの開催
  - ホームページや広報紙による障がい者雇用促進のPR
- ④障がい者雇用に積極的な企業の見学会の実施。
  - 企業による見学，特別支援学校や障がい児とその保護者の見学

#### 課題2 福祉的就労に対する支援を行います

<方策>

- ①工賃向上計画の検討。
- ②福祉的就労を実施する事業所を地域で支える仕組みを整備。

### 課題3 専門機関と連携・協力して雇用促進を行います

#### <方策>

- ①障がい者就労相談窓口を介護福祉課障がい支援担当に設置。
  - 障がい者とその家族，企業，双方に対応できる窓口
- ②専門機関との情報共有。
  - ハローワーク，障害者就業・生活支援センター，県障害福祉課，労働局，特別支援学校等

### 課題4 行政における積極的支援を行います

#### <方策>

- ①役場への職場実習の受入れ実施。
  - 外郭団体へも働きかけを実施
- ②福祉作業所等への作業発注，物品購入の促進。
- ③イベント等への出店調整。
- ④知的障がい者チャレンジUP雇用事業のPR。
  - 村公式ホームページ・広報紙によるPR
  - 視察・取材の受け入れ
  - 研修等で事例発表等

## (2) 相談支援の充実と強化

相談支援では、以下の4つを第3期計画の課題として取り組みます。

### 課題1 地域におけるニーズの把握を行います

<方策>

- ①アンケート調査や訪問調査等の実施。
- ②地域で活動するボランティアや相談員等の育成・支援。
- ③災援プランにおける要援護者の把握。
- ④各地区コミュニティセンターにおける相談会の実施。

### 課題2 障がい者に対する理解を深めるための啓発を行います

<方策>

- ①広報紙、村公式ホームページを活用した周知。
- ②相談支援事業のPRちらしを作成、村広報紙折り込みによる配布等を検討。
- ③屋外放送を活用した周知。
- ④講演会等の開催。
- ⑤地域の学習会等への協力。
- ⑥児童・生徒を対象とした勉強会や講演会の実施。
- ⑦街頭啓発活動の実施。



### 課題3 相談支援体制の強化を図ります

#### <方策>

- ①基幹相談支援センターを介護福祉課障がい支援担当に設置。
- ②村内相談支援をまとめたツールの作成。
- ③東海村障がい者自立支援協議会相談部会で体制の強化について協議。
- ④障がい福祉制度の周知。
- ⑤夜間・休日の対応について、導入時期を検討。
- ⑥相談支援専門員のスキルアップ。
- ⑦相談支援に関わる機関・人との連携強化。
  - 民生委員・児童委員との連携
  - 身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携
  - 相談支援事業所との連携
- ⑧障がい者の権利を守る体制の構築（成年後見制度，虐待対応等。）。

### 課題4 村内における住居支援を推進します

#### <方策>

- ①グループホーム・ケアホームに対する意識調査。
- ②地域に根差したグループホーム・ケアホームの設置に向けた検討の開始。
- ③社会的入所・入院者への地域移行支援の充実。
- ④65歳以上の高齢障がい者に対する住まいの支援を検討。

### (3) 日中活動の確保と充実

日中活動支援では、以下の3つを第3期計画の課題として取り組みます。

#### 課題1 障がい児・者の日中活動の充実や 保護者・介護者の負担軽減を行います

<方策>

- ①村内外の日中一時支援事業所の体制整備についての働きかけ。
  - 日曜・祝日の事業実施
  - 利用時間の延長
- ②利用ニーズに合わせた支援が行えるよう、事業所と活動に関する情報を共有。
- ③スポーツ・文化活動の充実。
  - 村内で開催される大会・文化祭等に障がい児・者が参加しやすい体制づくり（例：送迎の実施等）や障がいに配慮した開催方法等
  - 余暇参加に同行する障がい児・者の年代に合わせたボランティアの育成
- ④サークル活動の開催。
- ⑤手話通訳士の育成・派遣を検討。
  - 村内行事等への参加に対する同行等、柔軟な対応ができる体制の検討

#### 課題2 障がい児への支援を推進します

<方策>

- ①障がい児とその保護者に対する相談支援体制の整備。
- ②発達支援事業の体制整備。
- ③障がい児に対するサービスについて関係機関と協議。

### 課題3 障がい児・者の移動手段の拡充を行います

#### <方策>

- ①村内施設における送迎の実施について検討。
  - 大会・祭り等の事業実施時等
- ②移動支援事業所に対し，活動を広げられるよう協議。
  - はーとろーどの村外移動支援実施への働きかけ
  - 民間企業参入への働きかけ
- ③事業所の開拓。
  - 委託事業所の拡大
- ④東海村障がい者自立支援協議会日中活動部会での協議継続。

# 資 料

## 1. 東海村障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の障害福祉に関して中核的な役割を果たす協議の場として、東海村障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、及び検討する。

- (1) 村の障害者等相談支援事業の運営に関する事。
- (2) 障害者等の困難事例への対応のあり方に関する事。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事。
- (4) 地域の社会資源の開発等に関する事。
- (5) 障害者等の就労に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の福祉向上のために必要と認められる事。

第3条 協議会は、30名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者等相談支援事業関係者
- (2) 障害福祉サービス事業関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育機関等の関係者
- (5) 就労機関等の関係者
- (6) 民生委員・児童委員
- (7) 学識経験者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、村長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第6条 協議会は、全体会議、専門部会及び個別ケア会議で構成する。

(全体会議)

第7条 全体会議の会議は、会長が召集し、議長となり、第2条に規定する事項に係る課題や施策等について、専門部会及び個別ケア会議から報告を受け、協議し、及び検討する。

2 全体会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。ただし、緊急性がある場合は、この限りではない。

3 議長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 専門部会は、第2条に規定する事項について、専門的に調査し、及び検討を行い、その結果を全体会議に報告する。

2 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 専門部会の設置について、必要な事項は、会長が別に定める。

(個別ケア会議)

第9条 個別ケア会議は、自立した日常生活及び社会生活を営むために支援を必要とする障害者等に対する個別事案への対応を協議する。

2 個別ケア会議は、必要があると認めるときは、第3条に規定する関係機関の実務を担当している者その他必要な関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 個別ケア会議における協議結果のうち、特に必要な事項については、全体会議に報告する。

(守秘義務)

第10条 協議会に関係した者は、会議及び活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行以後、最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

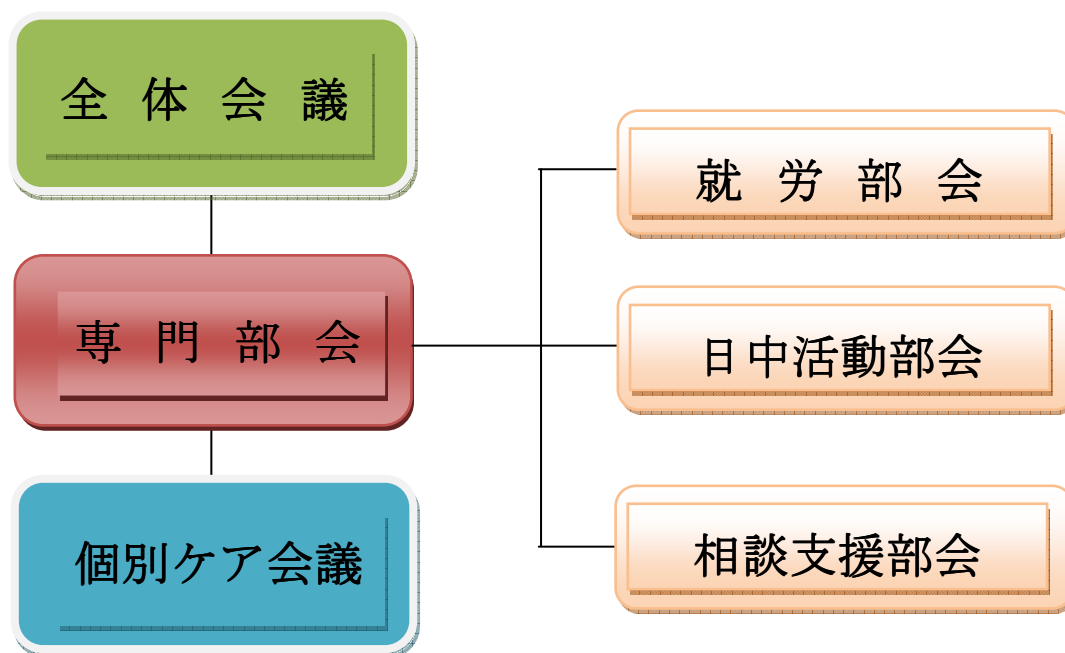
## 2. 東海村障がい者自立支援協議会 委員名簿

	氏名	役職	部会	備考
1	中村 朋子	NPO 法人ドリームたんぽぽ 代表理事	日中	
2	大串 稔	NPO 法人東海村障がい者地域生活自立支援ネットワークまつぼっくり 理事長	就労	会長
3	村上 光榮	社会福祉法人愛信会 幸の実園施設長	日中	
4	楳田 美紀子	NPO 法人生活支援ネットワーク こもれび理事長	日中	
5	松永 外美	NPO 法人らぼーる朋 共同作業所ふれあい 施設長	日中	
6	矢代 武雄	村立東海病院 副管理者	相談	
7	池内 秀夫	医療法人日立渚会 大原神経科病院 精神保健福祉士	就労	
8	上妻 潤子	医療法人光風会 回春荘病院 精神保健福祉士	相談	
9	池永 潤	医療法人社団有朋会 栗田病院 精神保健福祉士	日中	H23. 5～
10	田邊 好美	茨城県ひたちなか保健所 健康指導課係長	相談	H23. 4～
11	大森 充枝	茨城県立勝田養護学校 特別支援教育コーディネーター	相談	H23. 4～
12	西野 順子	茨城県立水戸養護学校 コーディネーター	日中	
13	小室 貢	茨城大学教育学部附属特別支援学校 校内教頭	就労	H23. 4～
14	會澤 千秋	ハローワーク水戸 雇用指導官	就労	
15	茂木 尚子	障がい者就業・生活支援センターKUINA 主任就業支援担当者	就労	
16	石川 久男	東海村商工会 事務局長	就労	H23. 4～
17	鴨志田 美幸	茨城キリスト教大学 生活科学部 人間福祉学科講師	日中	H23. 4～
18	有賀 絵理	茨城大学地域総合研究所 客員研究員	就労	
19	猪股 誠人	茨城県地域療育等支援事業 コーディネーター	相談	副会長
20	井坂 幸子	東海村民生委員・児童委員	就労	
21	峯島 幸子	東海村民生委員・児童委員	相談	

	氏名	役職	部会	備考
22	澤島 京子	東海村心身障がい児者親の会 会長	相談	
23	小池 亨	独立行政法人国立病院機構 茨城東病院 療育指導室長	相談	H23.6～
24	澤井 正雄	東海村社会福祉協議会 係長	相談	
25	相巢 博之	東海村社会福祉協議会 居宅介護サービスセンター長	日中	H23.5～
26	廣原 芳江	東海村社会福祉協議会 障害者センター長	日中	H23.5～
27	千葉 崇恵	福祉部保健年金課 保健センター 係長	相談	H22.9～
28	富田 浩文	福祉部社会福祉課 福祉総務担当 課長補佐	相談	
29	菊地 義光	東海村教育委員会 指導室	相談	H23.5～
30	町野 恵子	総務部自治推進課 村民相談室長	就労	

(平成24年2月末現在 敬称略, 順不同)

## 東海村障がい者自立支援協議会



### 3. 東海村障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づき、東海村障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定するため、東海村障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画の推進及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者及びその保護者 3名以内
- (2) 学識経験者 3名以内
- (3) 民生委員・児童委員 3名以内
- (4) 障がい福祉関係者 4名以内
- (5) 東海村社会福祉協議会職員 2名以内

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。



(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(平19告示58・一部改正)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

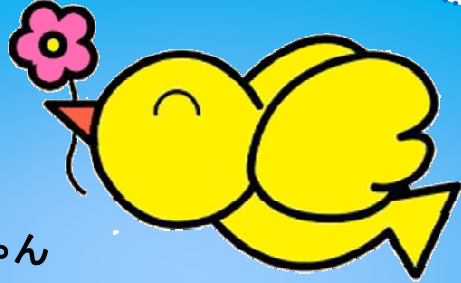
#### 4. 第3期計画策定の経過

平成23年	10月 7日	第1回策定委員会	①第3期障害福祉計画基本方針の確認 ②アンケート実施について検討 ③今後のスケジュール
	10月 11日	自立支援協議会 日中活動部会	アンケート内容の検討
	10月 20日	自立支援協議会 就労部会	アンケート内容の検討
	10月 24日	自立支援協議会 相談支援部会	アンケート内容の検討
		東海村心身障がい児 者親の会	計画策定に関する懇談会
	11月 14日	第2回策定委員会	アンケート素案の検討
			東海村の障がい福祉に関するアンケート調査実施 (12月1日～12月16日)
	12月 15日	東海村手をつなぐ親 の会	計画策定に関する懇談会
	12月 21日	第3回策定委員会	①アンケート回収状況について ②実績値について
平成24年	1月 31日	第4回策定委員会	①第2期計画における障害福祉サービス 等利用実績と課題について検討 ②アンケート集計結果について
	2月 15日	第5回策定委員会	第2期計画実績の検証と課題及びそこから 導き出される第3期計画の方策の検討 (グループワーク)
	2月 27日	第6回策定委員会	障害福祉計画の確認及び修正
	3月 6日	第7回策定委員会	障害福祉計画の最終確認
	3月 28日	自立支援協議会 全体会	計画を提示

## 5. 第3期東海村障害福祉計画策定委員会 委員名簿

	氏名	役職	備考
1	村田 光江	障害者センター保護者会会長	H23.5～
2	河野 珠美	勝田養護学校保護者	
3	北原 良男	東海村身体障害者福祉協議会理事	
4	宇野 正記	身体障害者相談員 東海村身体障害者福祉協議会副会長	
5	吉成 美智子	身体障害者相談員	
6	岸 三男	東海村身体障害者福祉協議会会長	
7	上家 和子	民生委員・児童委員副会長	H22.12～
8	鈴木 ふき子	民生委員・児童委員	
9	橋本 汎	民生委員・児童委員	副委員長
10	村上 光榮	社会福祉法人愛信会 幸の実園 施設長	
11	大串 稔	NPO 法人東海村障がい者地域生活自立支援 ネットワークまつぼっくり理事長， 知的障害者相談員	委員長
12	江尻 陽子	東海村家族会	H23.5～
13	中村 朋子	NPO 法人ドリームたんぼぼ 代表理事	
14	廣原 芳江	障害者センター長	H23.5～
15	小林 由美子	障害者センター係長	

(平成24年2月末現在，敬称略，順不同)



### なごみちゃん

表紙の鳥「なごみちゃん」は、幸せを運ぶ黄色い鳥をイメージしています。

東海村の障がい福祉のシンボルとして、広く活用していきます。

---

## 東海村障害福祉計画 第3期 (平成24年度～平成26年度)

発行日 平成24年3月

発行者 茨城県東海村

編集 福祉部介護福祉課 障がい支援担当  
(なごみ東海村総合支援センター内)

〒319-1118

茨城県那珂郡東海村舟石川駅東三丁目9番33号

電話 (029) 287-2525

FAX (029) 282-3538

E-mail kaigofukushi@vill.tokai.ibaraki.jp

---

